

道志村 第1期こども計画
素案

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景.....	1
1.1 社会及び国の動向と道志村の方針.....	1
2 「こども基本法」および「こども大綱」の方針とビジョン.....	2
3 道志村こども計画の概要.....	3
3.1 計画の位置づけ.....	3
3.2 計画の対象.....	4
3.3 こどもの表記.....	4
4 計画期間.....	5
5 策定体制.....	5
5.1 アンケート調査の実施.....	5
5.2 パブリックコメントの実施.....	5
第2章 こども・若者・子育て環境を取り巻く現状.....	6
1 少子化等の現状.....	6
1.1 総人口および3区分人口.....	6
1.2 合計特殊出生率.....	7
1.3 世帯構成.....	7
1.4 婚姻・離婚件数.....	8
1.5 母子・父子世帯.....	8
1.6 児童虐待.....	9
1.7 女性就業率（山梨県との比較）.....	9
1.8 在留外国人.....	10
2 アンケート調査結果.....	11
2.1 対象者、調査方法、配付数等.....	11
2.2 アンケート分析での記載について.....	11
2.3 こどもの保護者を対象とした調査結果.....	12
2.4 こども本人を対象とした調査結果.....	28
第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	36
基本目標1 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり.....	36
基本施策1 母子の健康の確保・推進.....	36
基本施策2 子どもの環境整備や発達に対する支援.....	41
基本施策3 子どもの教育環境の充実.....	42
基本施策4 特別な支援が必要な子どもへの対応.....	43
基本目標2 「どうしっこ」を育てる保護者を支える仕組みづくり.....	44
基本施策1 保護者に対する精神的・経済的支援の充実.....	44

基本施策2	支援が必要な家庭へのサポートの充実	47
基本施策3	仕事と子育ての両立を支える環境の推進	49
基本目標3	「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり	50
基本施策1	地域で推進する文化・生活の環境整備	50
基本施策2	地域で守る安全・安心の環境整備	51

第4章 道志村を取り巻く課題.....53

1	少子化と人口減少の進行	53
2	こども・保護者支援の充実	53
3	教育環境と学習支援	53
4	こどもの健康や福祉の充実	53
5	地域全体でこどもを支える意識の醸成	54
6	経済的支援や住宅整備による定住促進	54

第5章 計画の基本的な方針.....55

1	基本理念及び基本目標	55
	基本理念	55
	基本目標Ⅰ 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり	56
	基本目標Ⅱ 「どうしっこ」を支える環境づくり	56
	基本目標Ⅲ 「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり	57
2	計画の施策体系	58

第6章 施策の展開.....59

基本目標Ⅰ	伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり	59
1	母子の健康の確保・推進	59
2	こどもの環境や発達に対する支援	60
3	こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会の創出	61
4	社会生活上の困難を抱えたこども・若者への支援	62
基本目標Ⅱ	「どうしっこ」を支える環境づくり	63
1	精神的・経済的不安の軽減	63
2	支援が必要な家庭へのサポートの充実	64
3	仕事と子育ての両立を支える環境の推進	65
基本目標Ⅲ	「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり	66
1	地域で推進する文化・生活の環境整備	66
2	地域で守る安全・安心の環境整備	67
道志村	子育て支援パッケージ一覧	68

第7章 子ども・子育て支援事業計画.....69

1	教育・保育提供区域	69
---	-----------	----

1.1	区域設定の考え方	69
1.2	道志村における教育・保育提供区域	69
2	量の見込みを算出する項目	70
2.1	教育・保育の項目	70
2.2	認定基準	70
3	量の見込みと確保の方策	71
3.1	教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）	71
4	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	73
5	教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策	81

第8章 計画の推進

82

1	計画の周知	82
2	推進体制	82
3	推進状況の公表	82

資料編

83

1	道志村子ども・子育て会議条例	83
2	道志村子ども・子育て会議委員名簿	85
3	策定経緯	86

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

1.1 社会及び国の動向と道志村の方針

近年、子どもたちを取り巻く環境や国の制度・社会の醸成は大きく変化しています。平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されてから 9 年が経過しましたが、地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立といった課題は未だ解決に至っていません。

また、スマートフォンや SNS の普及に伴い、ネットトラブルや情報過多といった新たな問題が生じているほか、自殺やいじめ、引きこもりなどの深刻な精神的・社会的な課題、貧困などによる格差の拡大など、子どもや若者を取り巻く様々な課題が複雑化・多様化しています。

こうした状況を受け、令和 5 年 4 月には「子ども基本法」が施行されました。この法律は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべての子どもが、自立した個人として健全に成長できる社会の実現を目指すものです。この法律では、子どもの心身の状況や置かれている環境に関わらず、その権利を擁護し、将来にわたり幸福な生活を送ることができるような社会づくりを進めることが明記されています。

また、同じく令和 5 年 4 月には「子ども家庭庁」が発足し、さらに同年 12 月には「子ども大綱」が閣議決定されました。「子ども大綱」は、「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子どもを中心に据えた政策や支援体制を進めるための指針となっています。

道志村では、これまで「子ども子育て支援法」に基づき策定した「子ども子育て支援事業計画」に沿って、保育施設や学童保育などを中心とした子育て支援施策を推進してきました。このたび、「子ども基本法」および「子ども大綱」の趣旨を踏まえ、「子ども子育て支援事業計画」をさらに発展させ、子どもの健全な育成をより広く支援することを目的として、「第 1 期子ども計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画では、子どもの健やかな成長を支えるとともに、生活環境の整備、教育支援、子どもの貧困対策、地域における見守り体制の強化など、安心して成長できる社会の実現を目指します。対象についても幼児から青少年期に至る幅広い年齢層の子どもとその家族とし、地域社会全体で子どもを支える体制の整備に重点を置きます。

2 「こども基本法」および「こども大綱」の方針とビジョン

「こども基本法」は、令和5年4月1日に施行された法律で、以下の基本理念を定め、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律です。

【基本理念（第3条）】

- 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないこと。
- 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること。
- 全てのこどもについて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表す機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもについて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること。

「こども大綱」は、令和5年12月22日に閣議決定されたもので、こども施策に関する以下の6つを基本的な方針としています。

【こども施策の基本的な方針】

- ① こどもを権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こどもの今とこれからの最善の利益を図る。
- ② こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ③ こどもや子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこどもが幸せな状態で成長できるようにする。
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って、結婚、子育てに関する希望を実現させる。
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

3 道志村こども計画の概要

道志村（以下、「本村」という。）では、こどもとその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、本計画を策定しました。この計画は「こども大綱」の方針とビジョンに基づき、国の目指す方向性と整合性を図りながら、本村の課題・特徴を勘案した取組を推進します。

3.1 計画の位置づけ

現在の「道志村第2期子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和6年度末で終了することから、本村の未来を担うこども・若者への施策を総合的に推進するため、「こどもの貧困対策計画」および「子ども・若者計画」を含めた「道志村 第1期こども計画」を策定します。

なお、こども基本法以外に勘案される法律は以下の通りです。

子ども子育て支援法（第61条第1項）

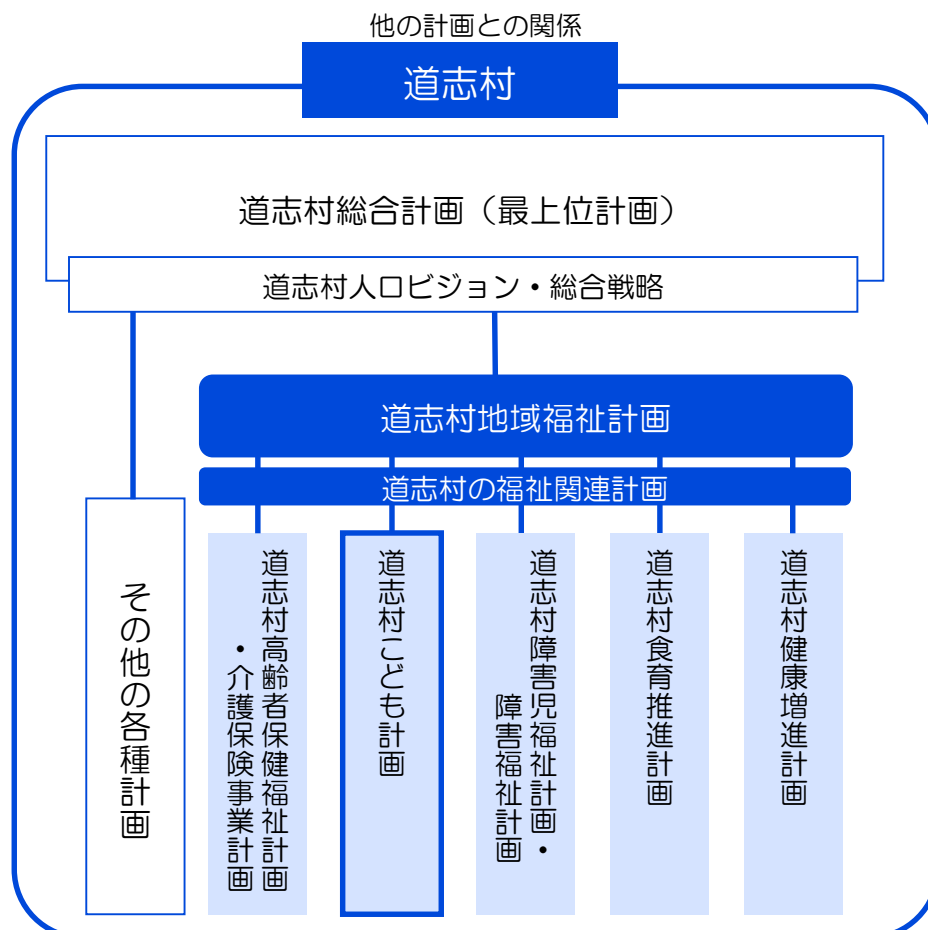
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（第10条第2項）

子ども・若者育成支援推進法（第9条第2項）

次世代育成支援対策推進法（第8条第1項）

母子保健法

本計画は、「道志村総合計画」「道志村人口ビジョン・総合戦略」を最上位計画とし、その他の福祉関連計画と整合性を保ちながら、施策を総合的・一体的に推進していきます。



3.2 計画の対象

本計画における「こども・若者」の定義および「こども」の表記については、以下の定義を踏まえて、「こども」の範囲は概ね 30 歳未満の者とし、「若者」は思春期からポスト青年期の者を含む 40 歳未満までの者とします。

【こども大綱における「こども」、「若者」の定義】

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）で分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

【子供・若者育成支援推進大綱における「若者」の定義】

若者は、思春期、青年期（おおむね 18 歳からおおむね 30 歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や、円滑な社会生活を営む上で困難を有する 40 歳未満の者）も対象とする。

【子ども・子育て支援法（第 6 条）】

この法律において「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、こどものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3.3 こどもの表記

「こども」の表記については、内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和 4 年 9 月 15 日付事務連絡で「『こども』表記の推奨について（依頼）」と題して各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き平仮名表記の「こども」を用いるとされていることから、本計画においても特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。なお、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にするため、特に「若者」と記載する場合があります。

（特別な場合の判断）

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合
例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合

こども・若者の年代イメージ

	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
年齢	0～5歳	6～11歳	12～18歳	18～29歳	30～39歳



4 計画期間

本計画の計画期間は令和7年年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間														
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
道志村 子ども・子育て支援事業計画														
					道志村 第2期子ども・子育て 支援事業計画									
										道志村 第1期こども計画				

5 策定体制

本計画の策定に当たっては、住民健康課を中心に、教育委員会など子育て施策に関連する各部署と連携を図るとともに、学識経験者、福祉・医療・保健・教育等の関係者および子育て当事者から構成される「道志村子ども・子育て会議」を設置し、子育て施策を総合的・計画的に推進するための計画案の審議を行います。

5.1 アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、基礎資料とするためのアンケート調査を実施しました。子育て当事者としての保護者へのアンケートのほか、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども及び若者からの意見を反映させるため、小学生、中学生、高校生（16～18歳）を対象としたアンケートも行っています。

5.2 パブリックコメントの実施

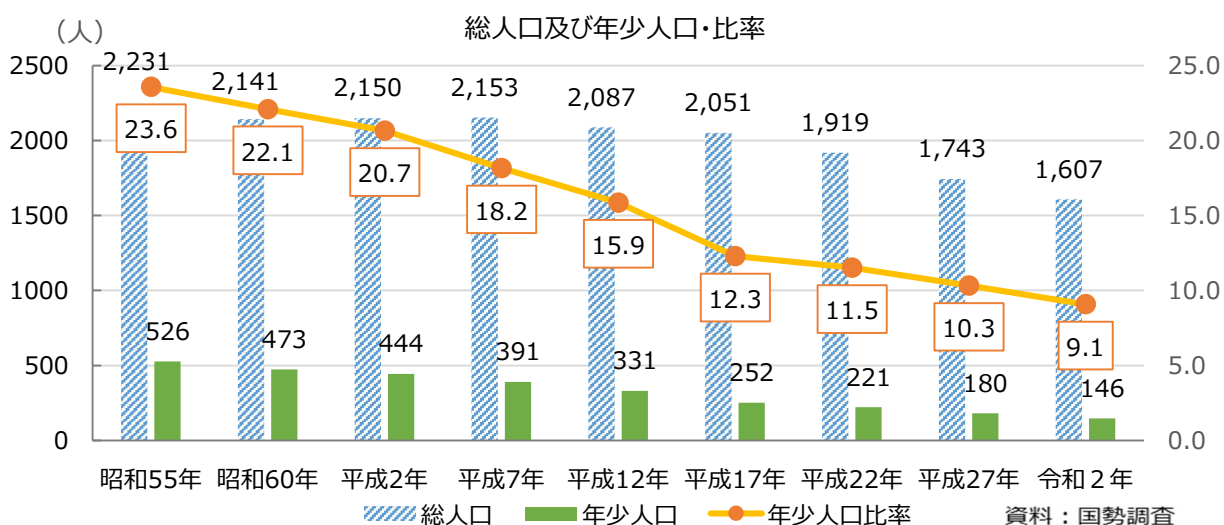
※パブリックコメントの実施経緯を、実施後に記載します。

第2章 こども・若者・子育て環境を取り巻く現状

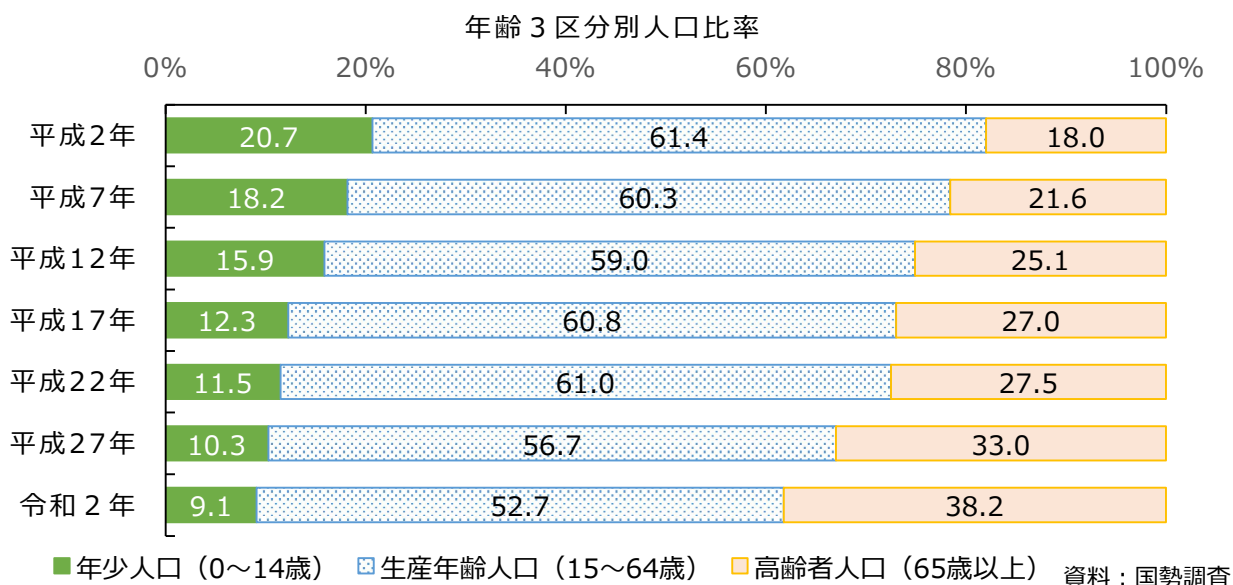
1 少子化等の現状

1.1 総人口および3区分人口

総人口は、昭和55年から令和2年の40年間に2,231人から1,607人まで624人の減少が見られます。年少人口は、同期間に526人から146人まで、年少人口比率も23.6%から9.1%まで減少しています。



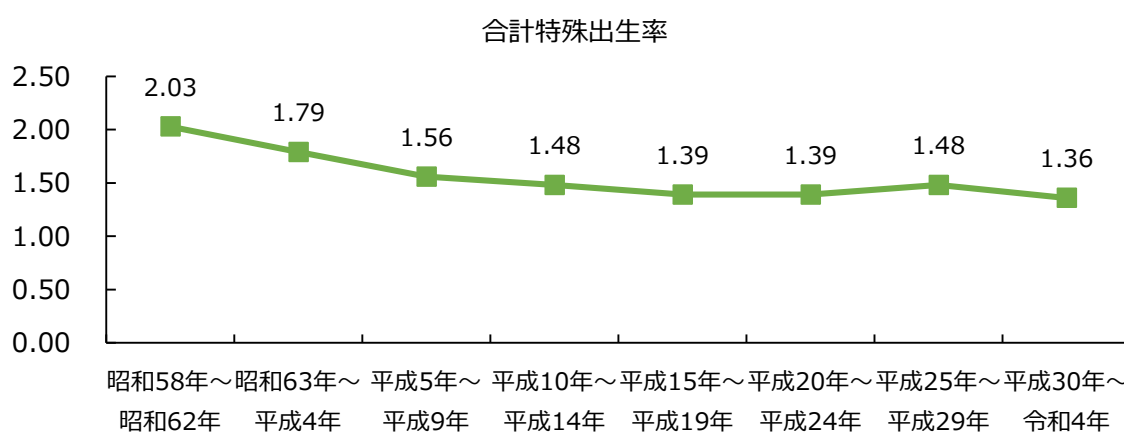
また、年齢3区分別にみた場合、生産年齢人口は、平成2年には61.4%を占めていましたが、令和2年には52.7%まで減少しています。一方で、高齢者人口の割合は、平成2年の18.0%から令和2年の38.2%まで増加しています。



1.2 合計特殊出生率

本村における昭和58年～昭和62年の合計特殊出生率は2.03と高い水準であったものの、その後徐々に低下し、平成15年～平成19年、平成20年～平成24年には1.39と低い水準で安定しました。平成25年～平成29年には一時的に1.48とわずかな上昇が見られましたが、平成30年～令和4年には再び1.36に低下し、過去最低水準となっています。

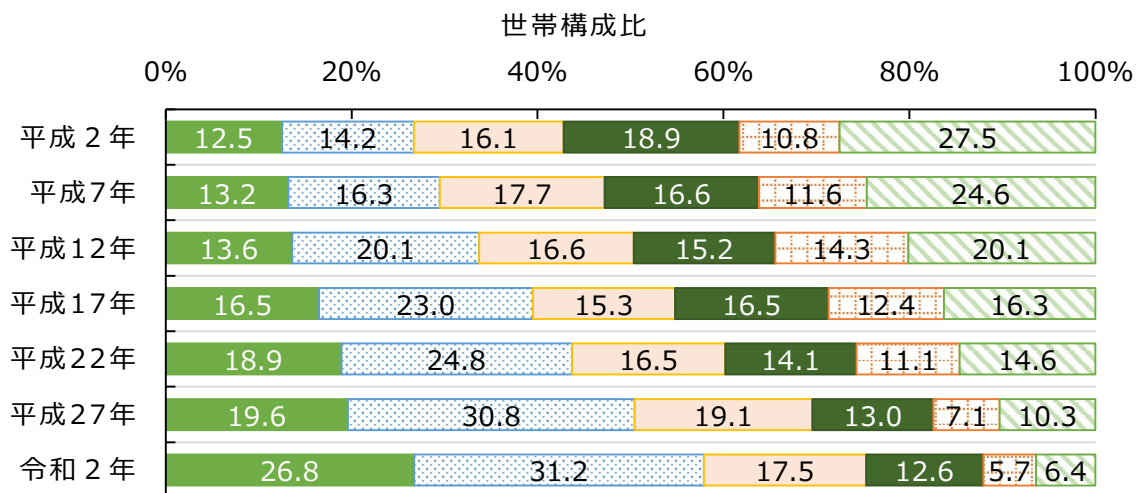
このような出生率の低下により、本村における将来的な人口減少や高齢化が懸念されることから、地域社会の活性化や子育て支援、さらには人口増加に向けた施策の必要性が一層求められているといえます。



資料：人口動態統計特殊報告

1.3 世帯構成

平成2年から令和2年にかけて、本村における単独世帯は12.5%から26.8%、2人世帯は14.2%から31.2%と大幅に増加しています。一方で、3人世帯以上の割合は全体的に減少傾向にあり、特に6人以上の世帯は27.5%から6.4%と大幅に減少しています。こうしたことから、核家族化や高齢化の進行、家族構成の多様化が進んでいることが示唆されます。

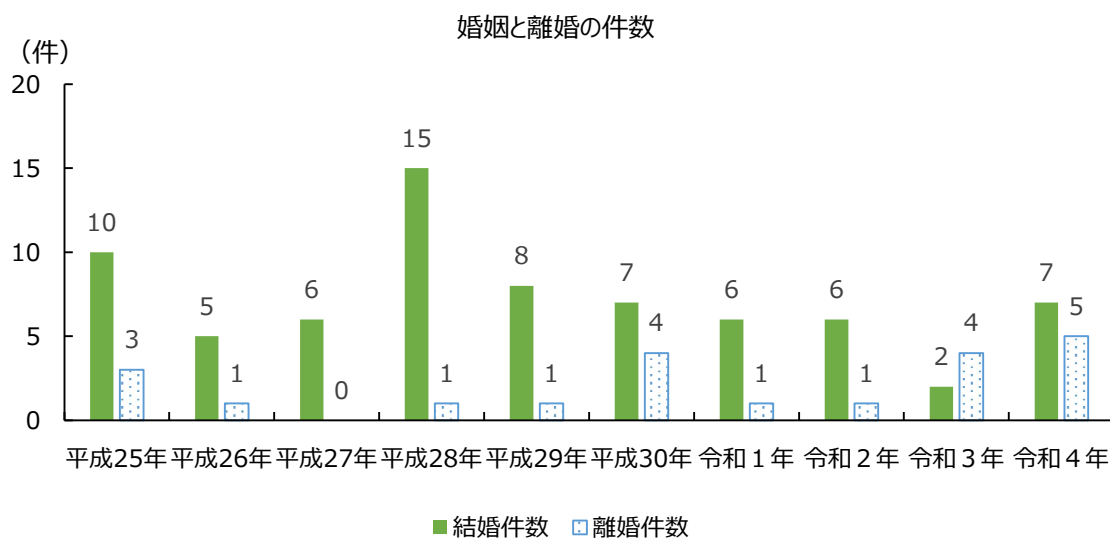


■単独世帯 ■2人世帯 ■3人世帯 ■4人世帯 ■5人世帯 ■6人以上 資料：国勢調査

1.4 婚姻・離婚件数

平成 25 年から平成 28 年の結婚件数は、年毎に大きな変動が見られ、平成 28 年には 15 件と最も多くなっていますが、それ以降は減少傾向にあり、令和 3 年には 2 件と過去 10 年で最低となりました。令和 4 年には再び 7 件に増加しているものの、全体的に見ると結婚件数は 10 件以下で推移しています。

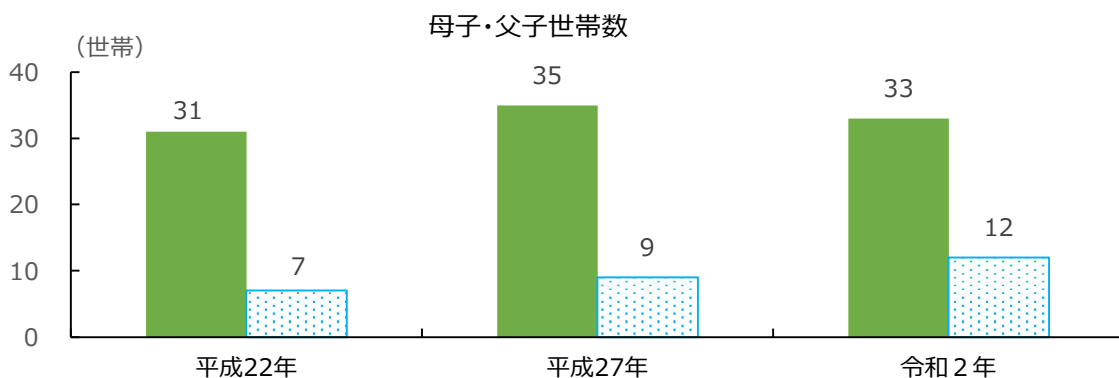
離婚件数は全体的に低い水準で推移していますが、平成 30 年と令和 3 年、令和 4 年にやや増加が見られます。特に令和 4 年には 5 件と、この 10 年の中では最も多い件数になっています。



資料：人口動態統計

1.5 母子・父子世帯

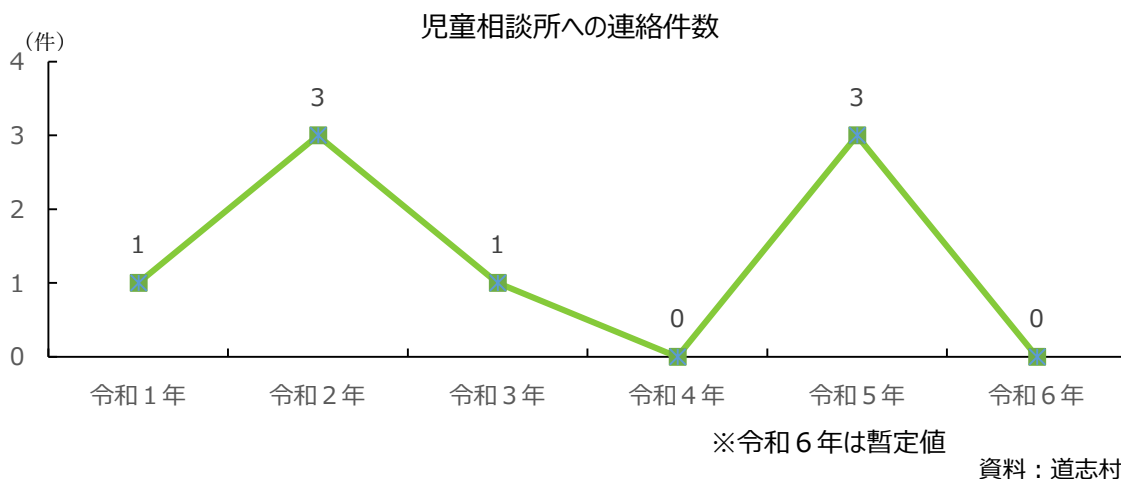
母子世帯は、31 世帯から 35 世帯で推移しています。一方、父子世帯は、平成 22 年の 7 世帯から令和 2 年には 12 世帯に増加傾向にあります。父子世帯が増加していることから、父親が子どもを育てる家庭の支援が今後求められることが示唆されます。



資料：国勢調査

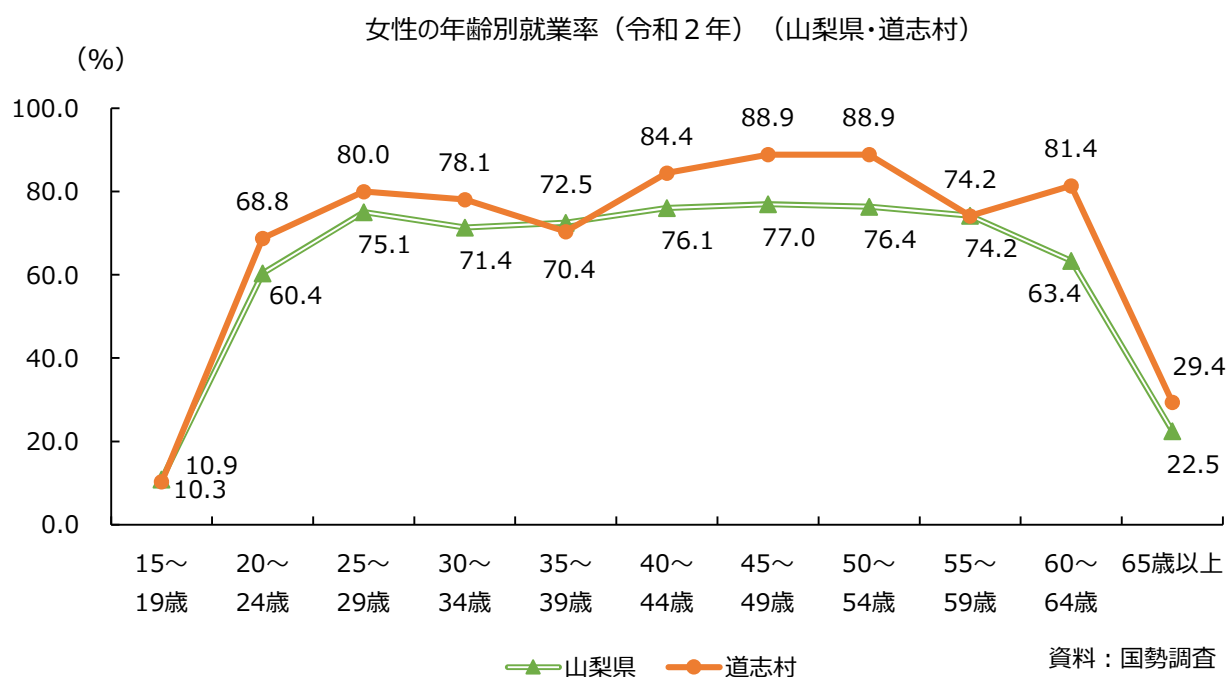
1.6 児童虐待

児童相談所への連絡件数は、0 件から3件で推移しています。年によって増減が見られます。



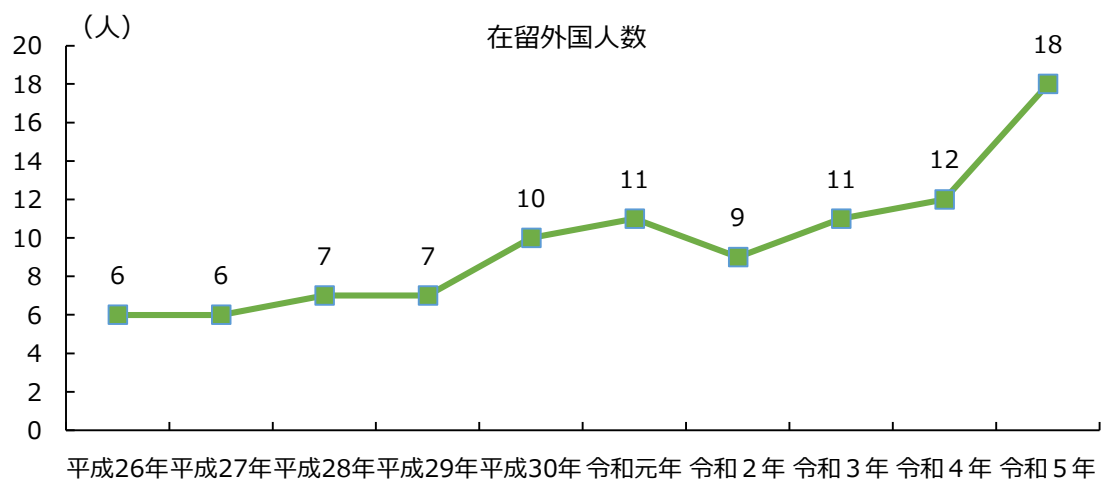
1.7 女性就業率（山梨県との比較）

本村の就業率を山梨県全体と比較すると、多くの年齢層で本村の就業率が県平均を上回っており、特に若年層（25～29歳や30～34歳）、および中高年層（40歳～44歳、45歳～49歳、50～54歳）で顕著です。一方で、35～39歳は山梨県平均を下回っています。



1.8 在留外国人

本村の在留外国人数は、平成26年の6人から令和5年の18人と増加傾向にあります。



資料：在留外国人統計 ※各年とも12月現在

2 アンケート調査結果

2.1 対象者、調査方法、配付数等

【こどもの保護者を対象とした調査】

- 調査期間：令和6年8月13日から令和6年9月1日まで
- 調査対象及び回収率：

調査対象	調査方法	配付数	回収数	回収率
道志村内に住する 未就学児～中学生をもつ保護者	郵便配付・回収 (web 回答併用)	63	50	79.4%
			うち web 回答 24	

【こども本人を対象とした調査】

- 調査期間：令和6年8月13日から令和6年9月1日まで
- 調査対象及び回収率

調査対象	調査方法	配付数	回収数	回収率
道志村内に住する 小学生～18歳のこども・若者	郵便配付・回収 (web 回答併用)	84	61	72.6%
			うち web 回答 43	

2.2 アンケート分析での記載について

(SA)・・・単一回答(Single Answer)の略。選択回答は1項目のみ。

(MA)・・・複数回答(Multi Answer)の略。一部回答を限定しているものもある。

(NA)・・・数値回答(Numeric Answer)の略。該当する数値を記入するもの。

n・・・回答者数(number)を表す。「n=100」は回答者数が100人ということ。

※複数回答の場合は合計値が100%にならない場合がある。

※アンケート結果の数値は小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを表示しているため、各項目の合計が100%にならない場合もある。

※(未就学児)は「道志村内に住する未就学児をもつ保護者」、(小学生)は「道志村内に住する小学生をもつ保護者」を示す。

※サンプル数が5以下の場合は参考値とする。

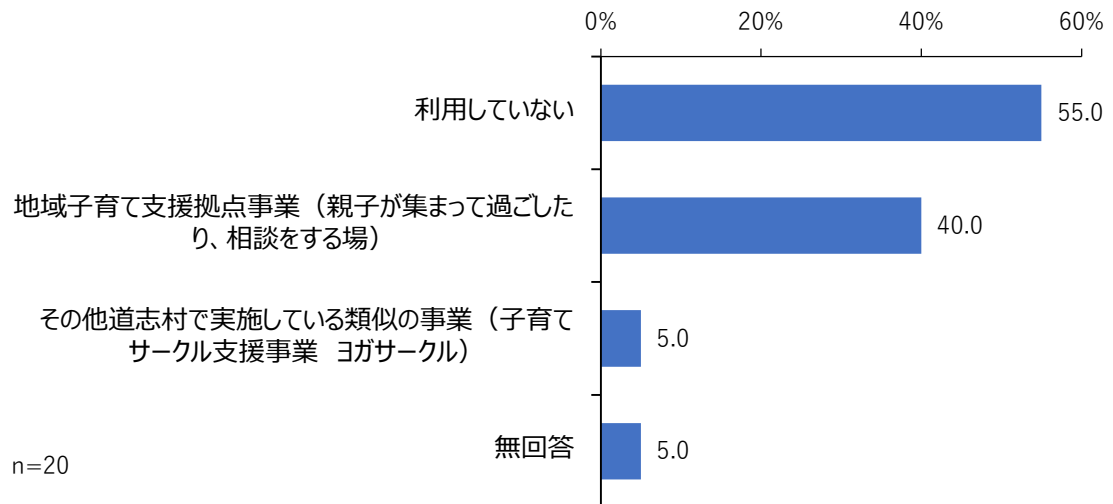
※グラフ表示が細かい場合は、割合の高い選択肢については 、低い選択肢については で描画する。

2.3 こどもの保護者を対象とした調査結果

現在、地域子育て支援拠点事業等を利用しているか（MA）

※地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、道志村では「つぼみっこくらぶ」がこれにあたります。

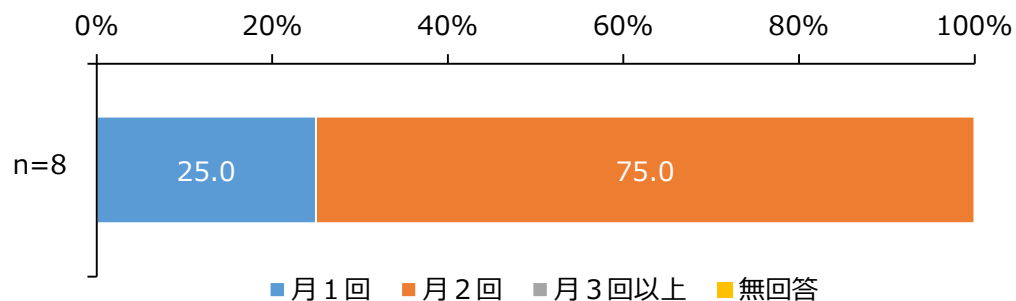
本村が実施している地域子育て支援拠点事業等の利用状況については、「利用していない」が55.0%で最も多く、次いで「地域子育て支援拠点事業」が40.0%となっています。



地域子育て支援拠点事業の利用回数（SA）

※「地域子育て支援拠点事業を利用している」と回答した方

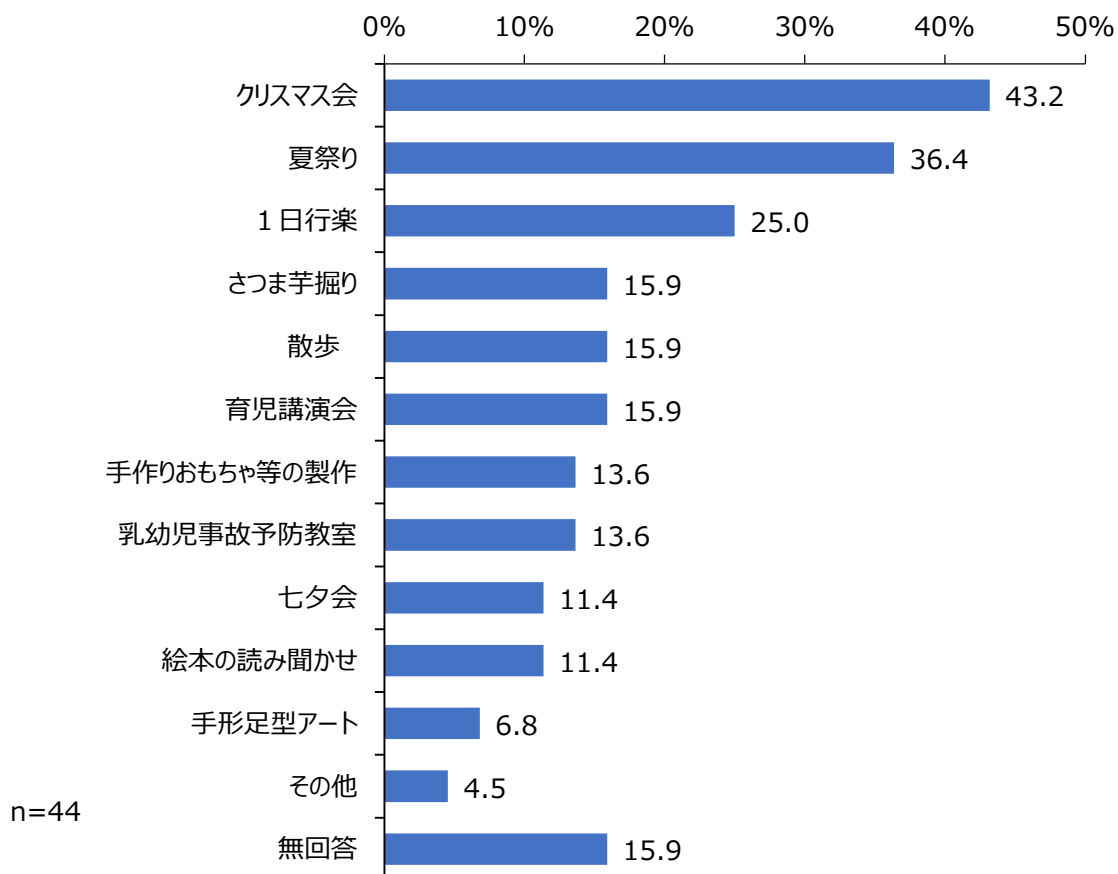
地域子育て支援拠点事業の利用回数については、「月2回」が75.0%で最も多く、次いで「月1回」が25.0%となっています。



「つぼみっこくらぶ」について、今後、希望する教室または行事（MA）

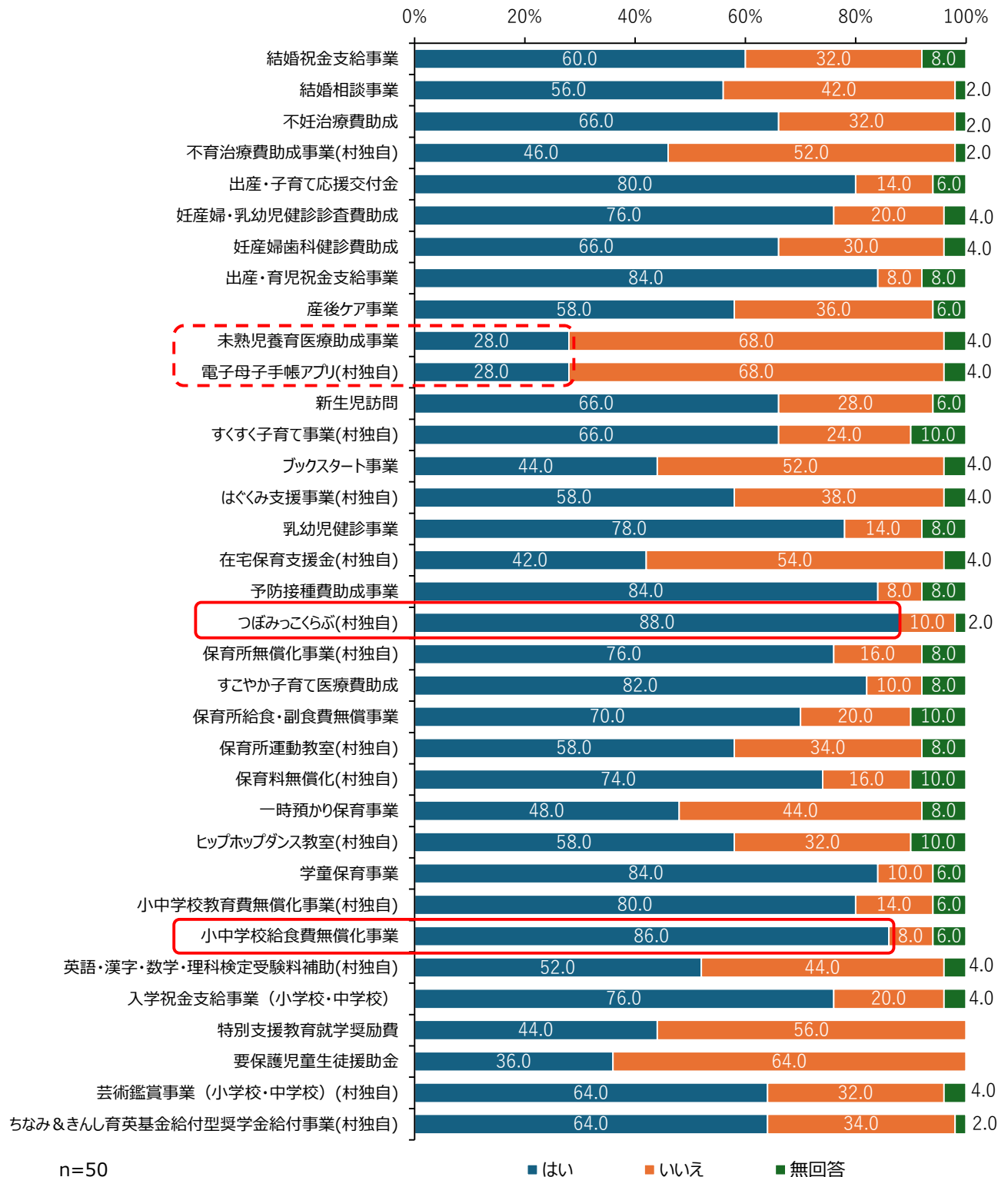
※「つぼみっこくらぶ」について「知っている」と回答した方

「クリスマス会」が 43.2%で最も多く、次いで「夏祭り」が 36.4%、「1日行楽」が 25.0%と続いています。



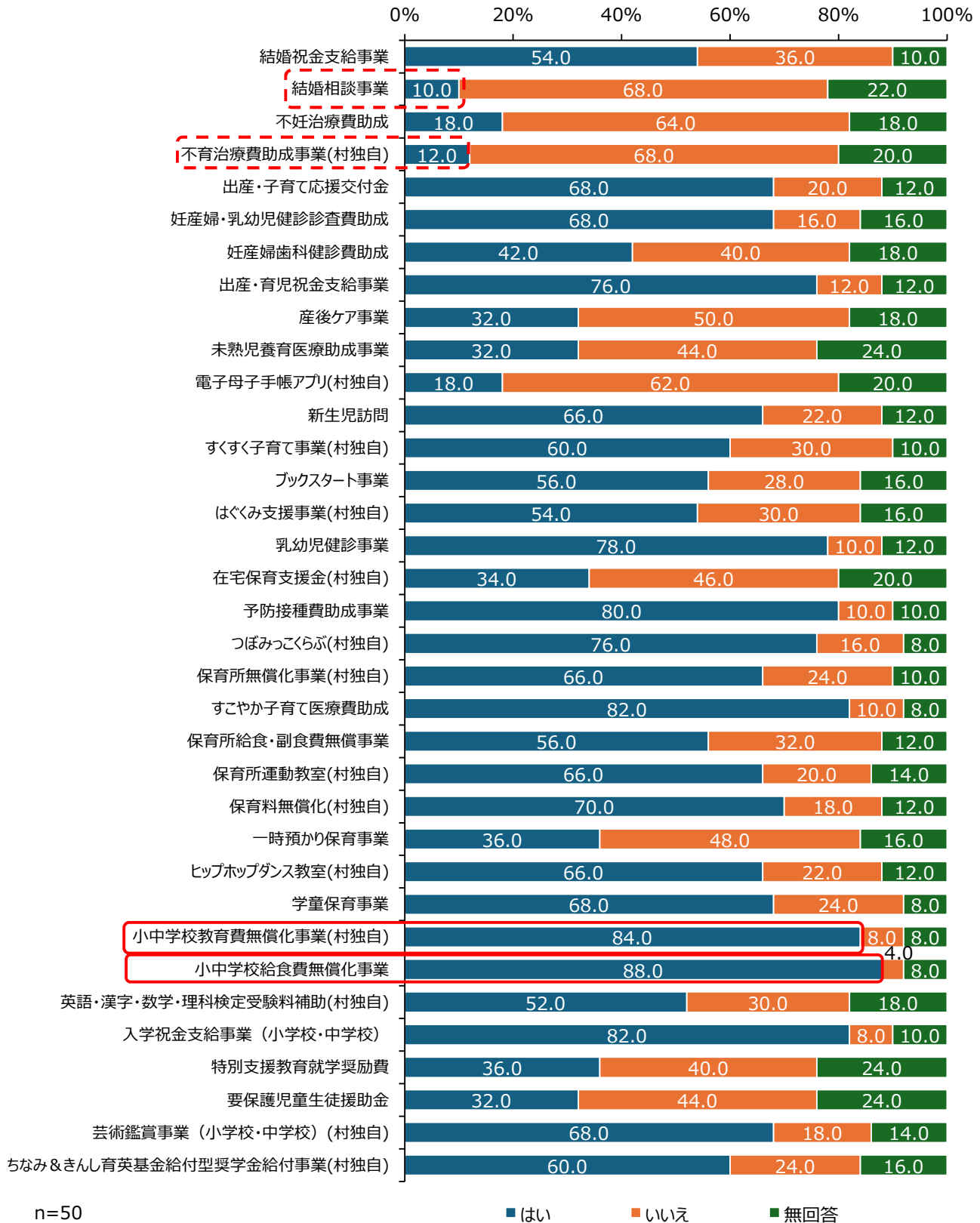
個別事業の認知度(SA)

「つぼみっこくらぶ」が88.0%で最も多く、次いで「小中学校給食費無償化事業」が86.0%となっています。一方で、「電子母子手帳アプリ」および「未熟児養育医療助成事業」の認知度は28.0%と低くなっています。



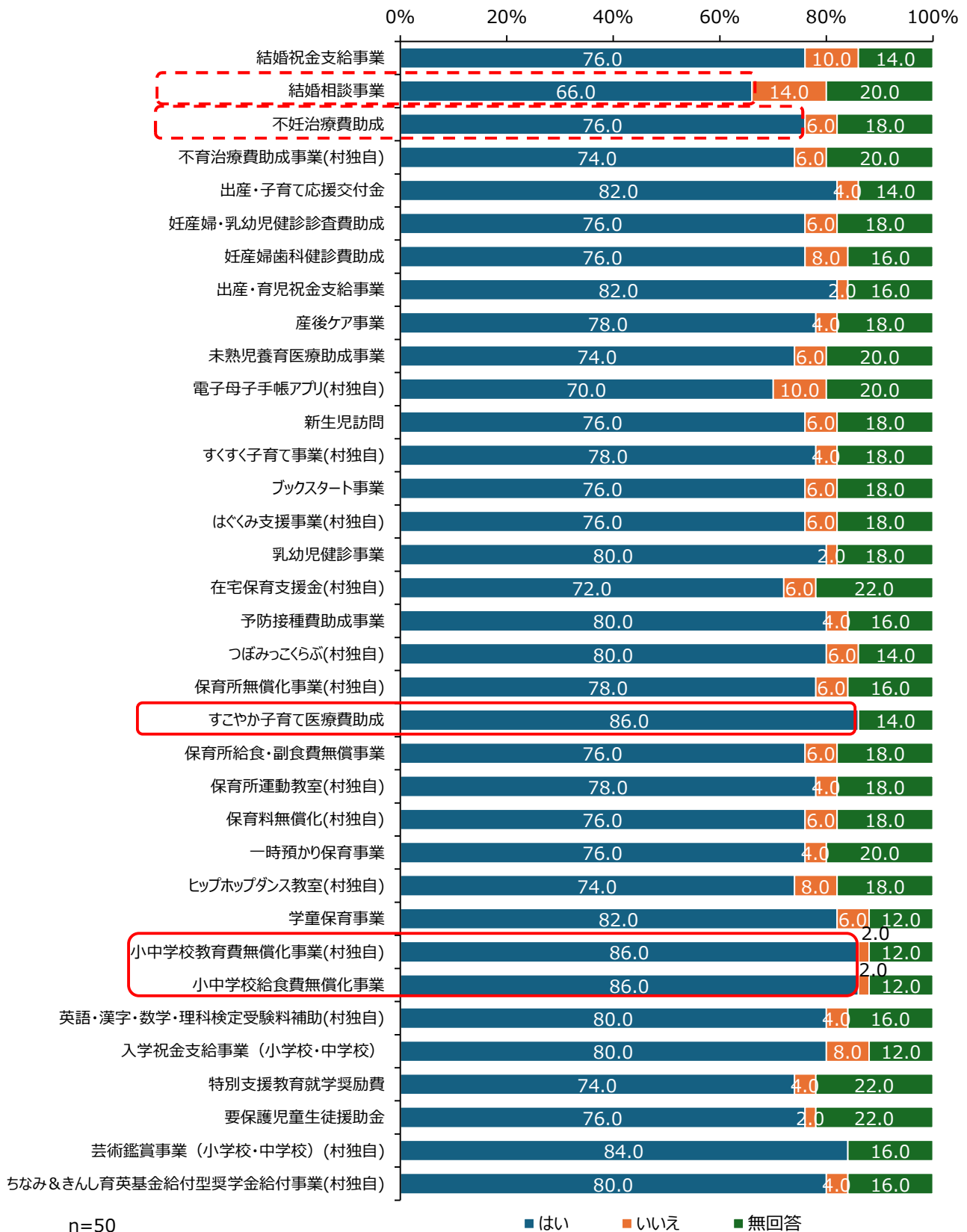
個別事業の利用度・利用希望度(SA)

「小中学校給食費無償化事業」が88.0%で最も多く、次いで「小中学校教育費無償化事業(村独自)」が84.0%となっています。一方、「結婚相談事業」は10.0%、「不育治療費助成事業(村独自)」は12.0%に留まっています。



個別事業の評価度(SA)

「すこやか子育て医療費助成」、「小中学校教育費無償化事業(村独自)」および「小中学校給食費無償化事業」がそれぞれ86.0%で最も多く、次いで「芸術鑑賞事業(小学校・中学校)(村独自)」が84.0%となっています。

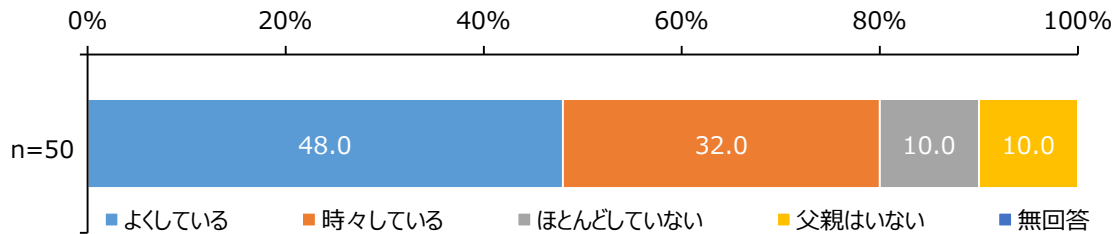


n=50

■ はい ■ いいえ ■ 無回答

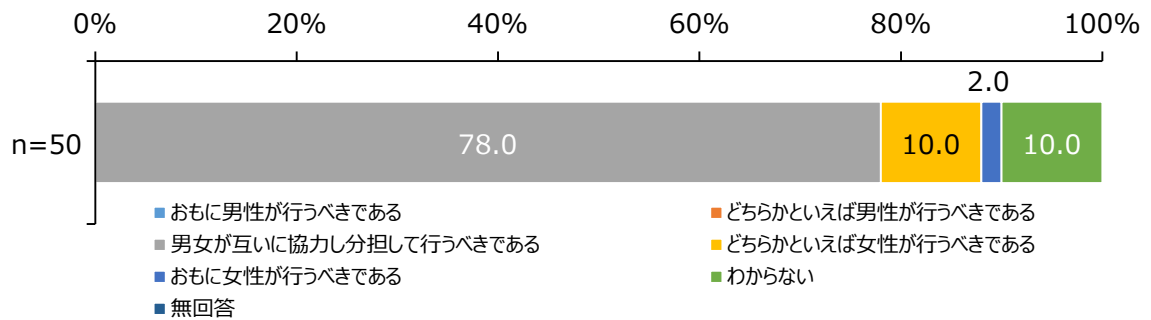
父親は子育てに参加しているか(SA)

「よくしている」が48.0%で最も多く、次いで「時々している」が32.0%となっています。



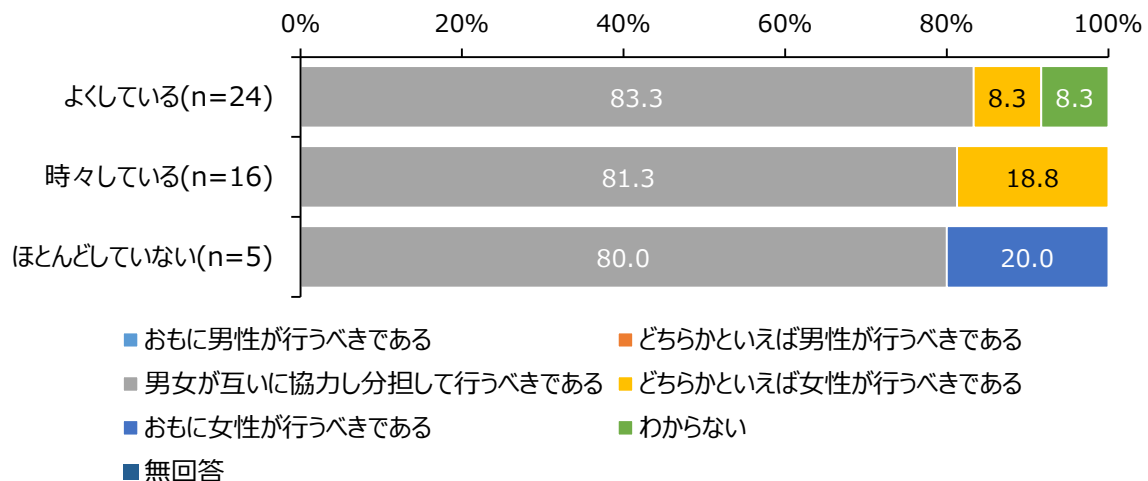
家庭での家事分担の考え方(SA)

「男女が互いに協力し分担して行うべきである」が78.0%で最も多く、次いで「どちらかといえば女性が行うべきである」が10.0%となっています。



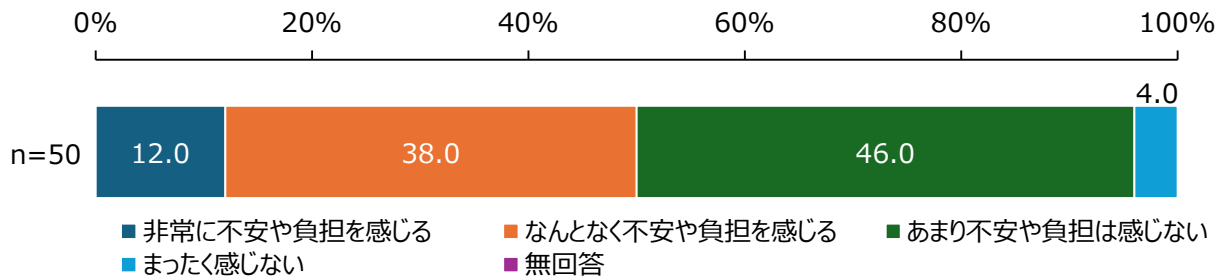
※参考 父親は子育てに参加しているか×家庭での家事分担の考え方

父親が子育て参加を「よくしている」層においては、83.3%がこの考えを支持しており、協力的な姿勢が見られます。一方で、「時々している」層や「ほとんどしていない」層では、家事分担は「女性が行うべき」という意識がやや高まる傾向が見られます。特に、「ほとんどしていない」層では、20%が「おもに女性が行うべきである」と回答しており、日常的な関与が少ない分、伝統的な役割意識が残っている可能性が示唆されます。



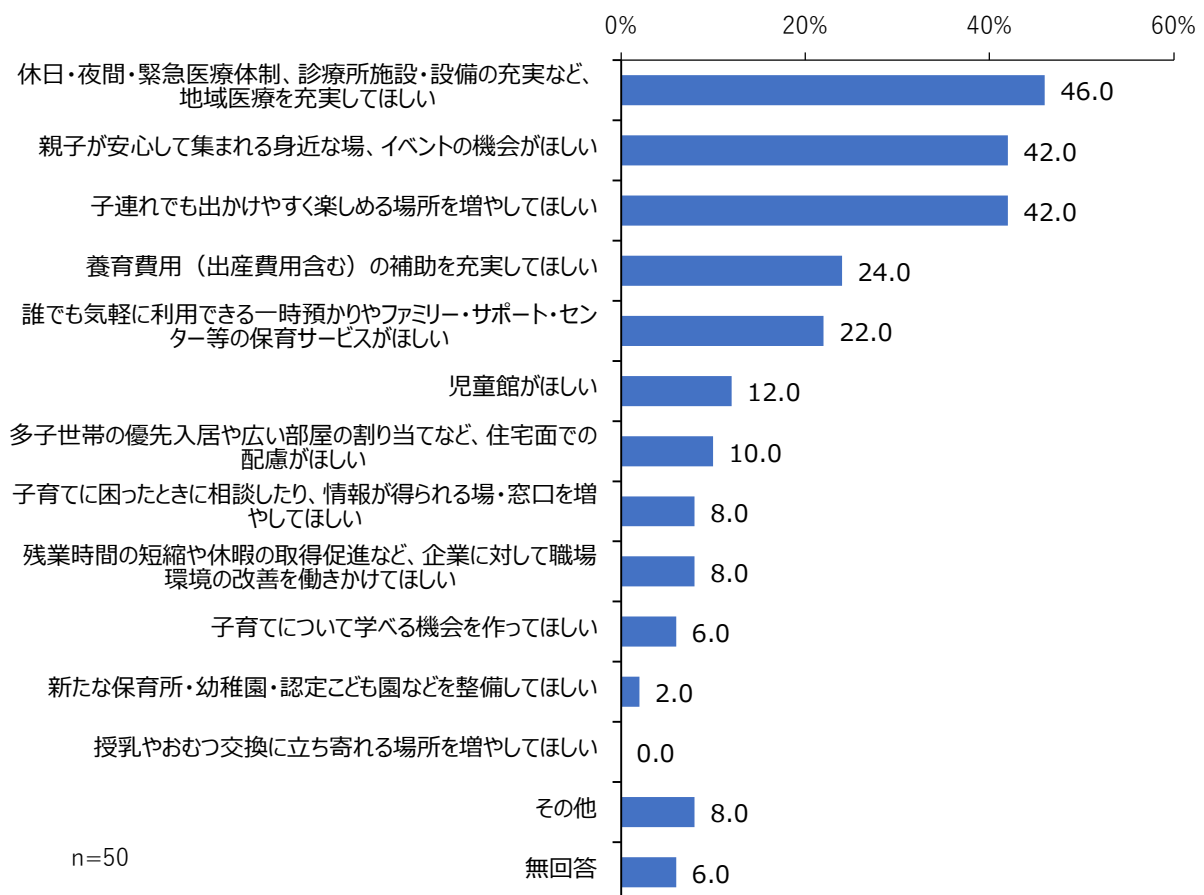
子育てに関して不安や負担を感じるか(SA)

「非常に不安や負担を感じる」と「なんとなく不安や負担を感じる」を合わせたく不安や負担を感じる>が 50.0%で、「あまり不安や負担は感じない」と「まったく感じない」を合わせたく不安や負担は感じない>も 50.0%となり、不安や負担を感じる人と感じない人が拮抗しています。



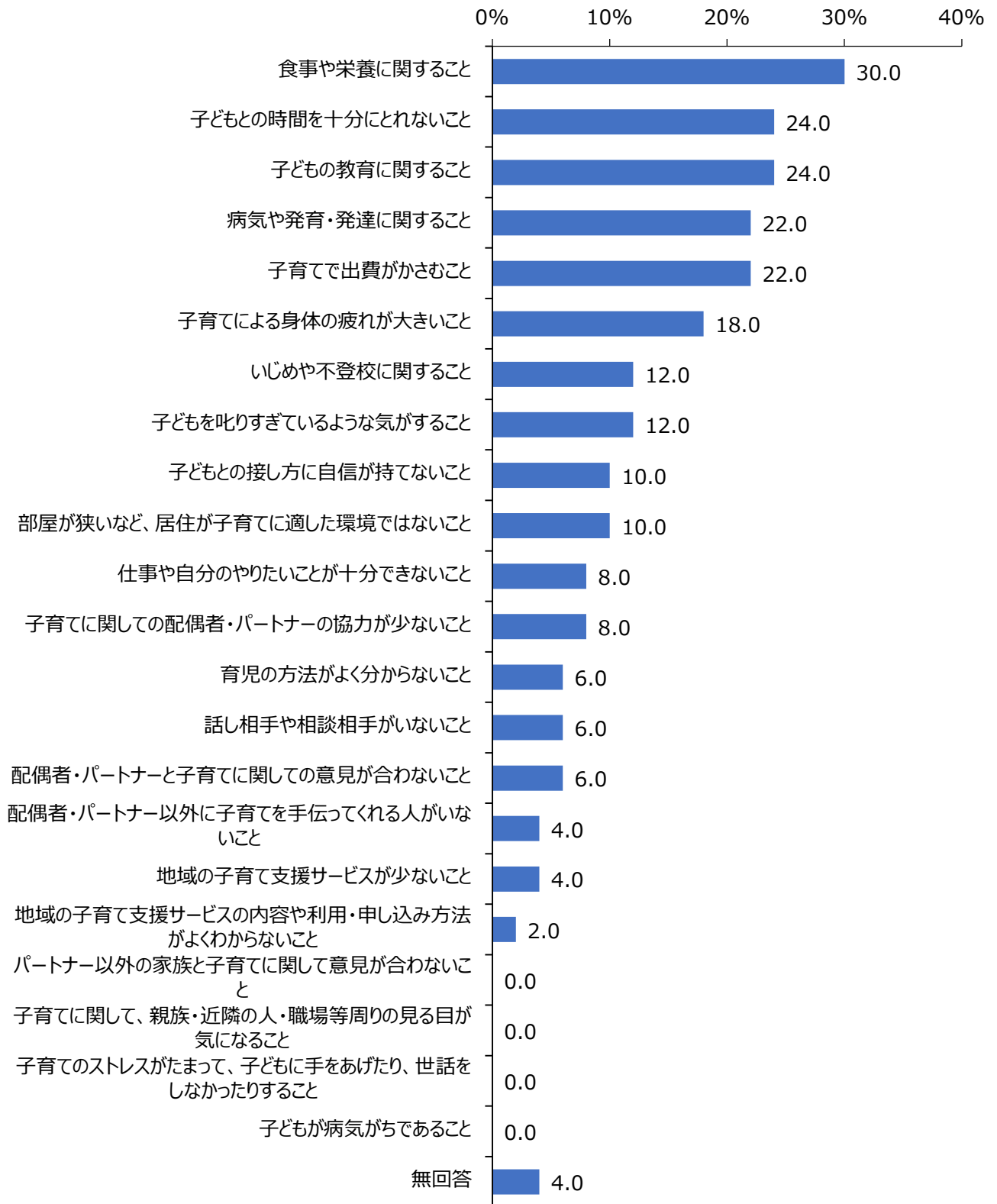
道志村に対して期待する子育て支援の充実(MA)

「休日・夜間・緊急医療体制、診療所施設・設備の充実など、地域医療を充実してほしい」が 46.0%で最も多く、次いで「親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」がそれぞれ 42.0%となっています。また、その他としては、「保育園の園舎をキレイにして欲しい。子どものトイレ等」といった意見がありました。



子育てについての悩み(MA)

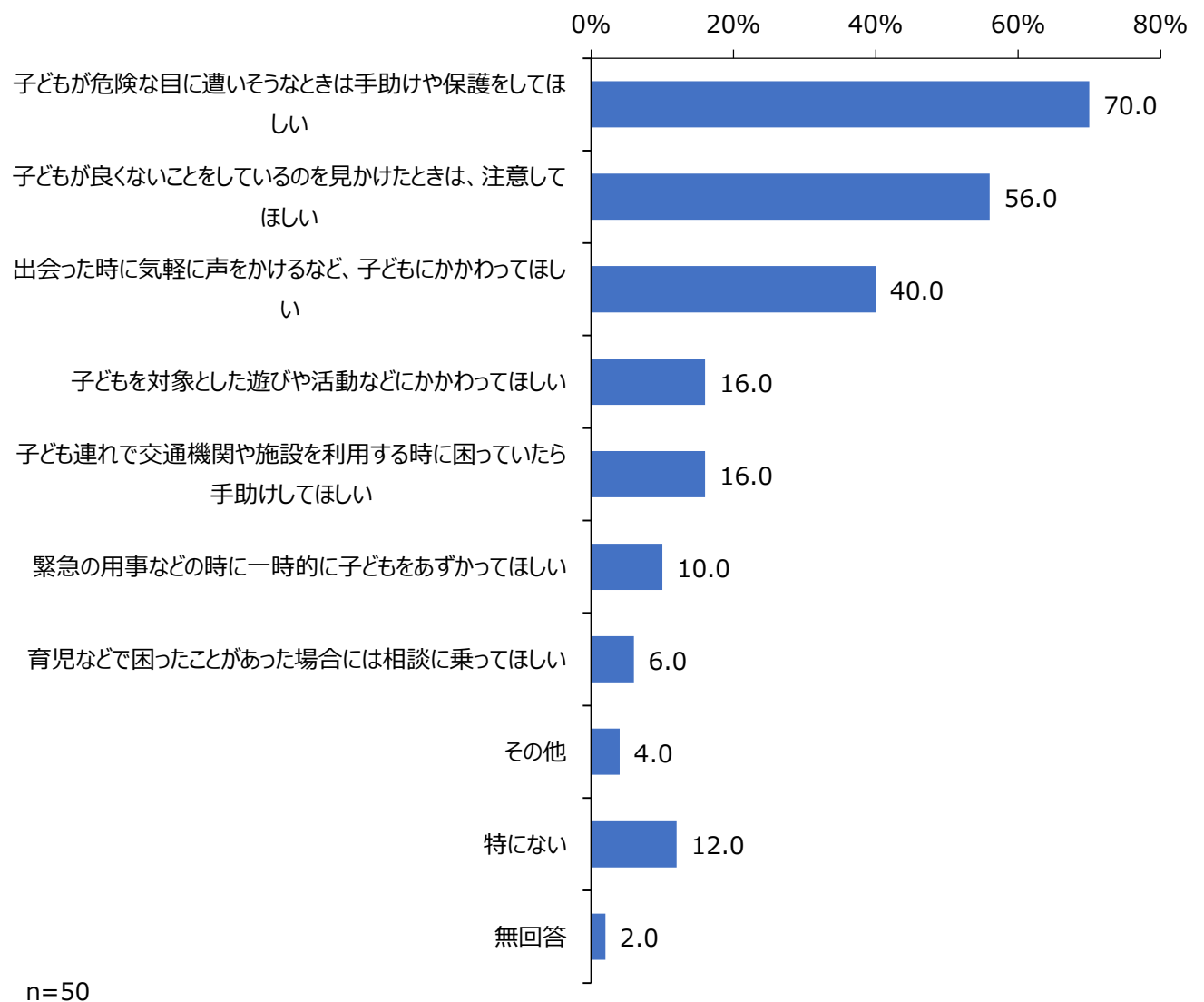
「食事や栄養に関すること」が30.0%で最も多く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」と「子どもの教育に関すること」がそれぞれ24.0%と、日常生活や基本的な育児環境に関連する内容が多くなっています。



n=50

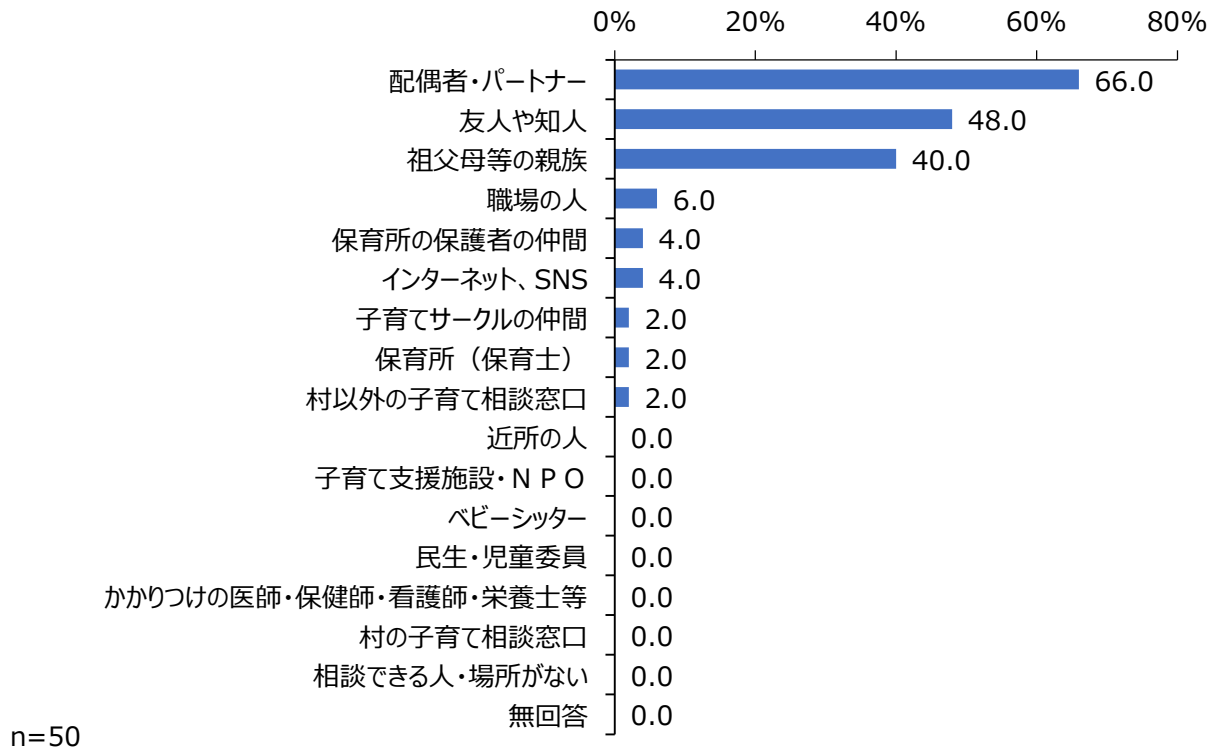
子育てをするうえで、近所や地域に望むこと(MA)

「子どもが危険な目に遭いそうなときは手助けや保護をしてほしい」が70.0%最も多く、次いで「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が56.0%、「出会った時に気軽に声をかけるなど、子どもにかかわってほしい」が40.0%となっています。



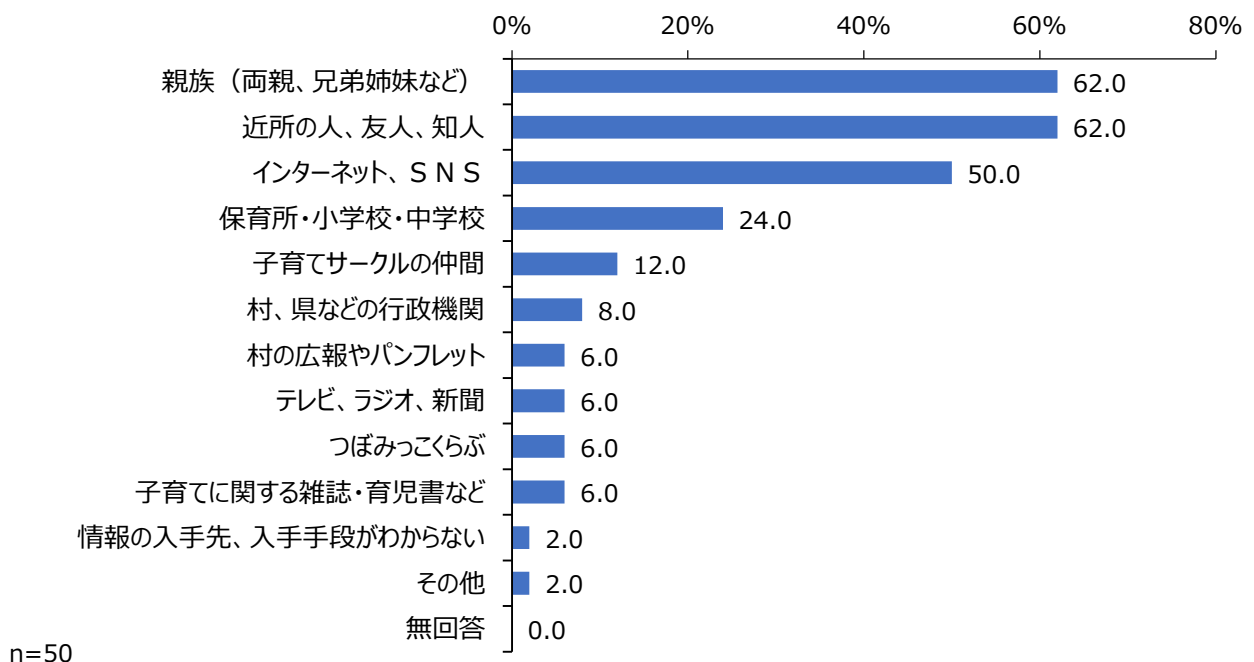
子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先(MA)

「配偶者・パートナー」が66.0%で最も多く、次いで「友人や知人」が48.0%、「祖父母等の親族」が40.0%となっています。また、「民生・児童委員」、「村の子育て相談窓口」といった行政関連に相談すると回答した人はいませんでした。



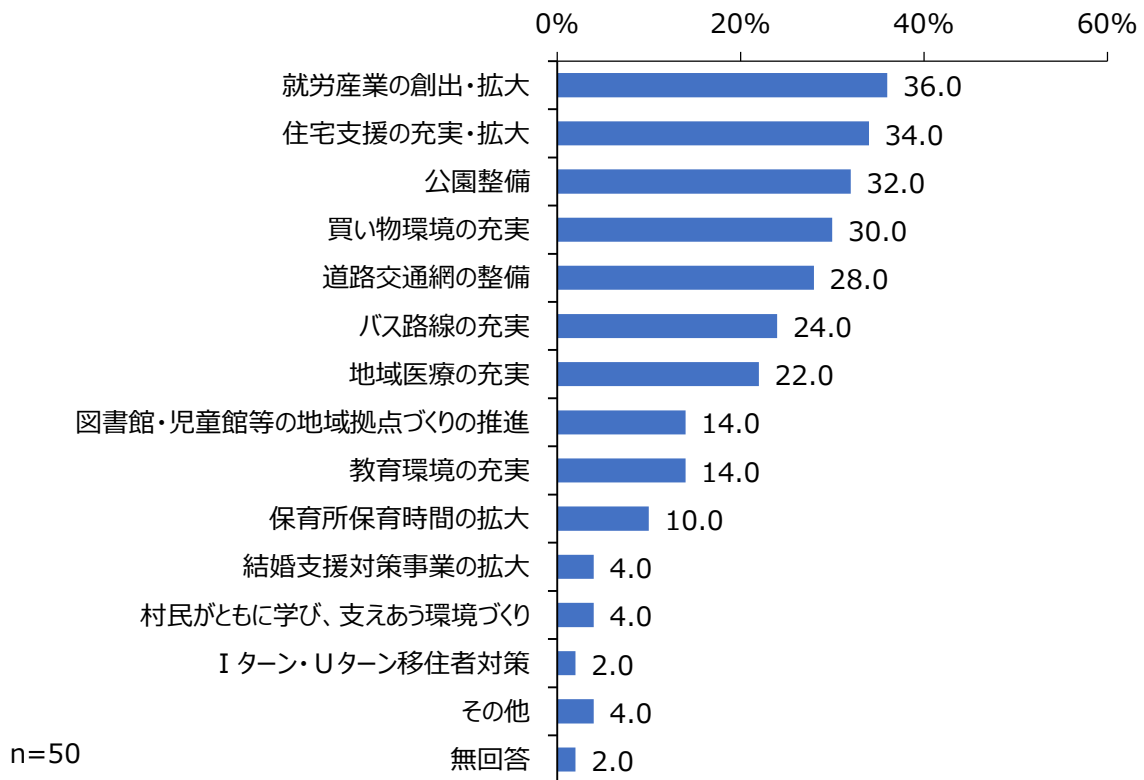
子育てに関する情報の入手先(MA)

親族（両親、兄弟姉妹など）」と「近所の人、友人、知人」がそれぞれ62.0%で最も多く、次いで「インターネット、SNS」が50.0%となっています。



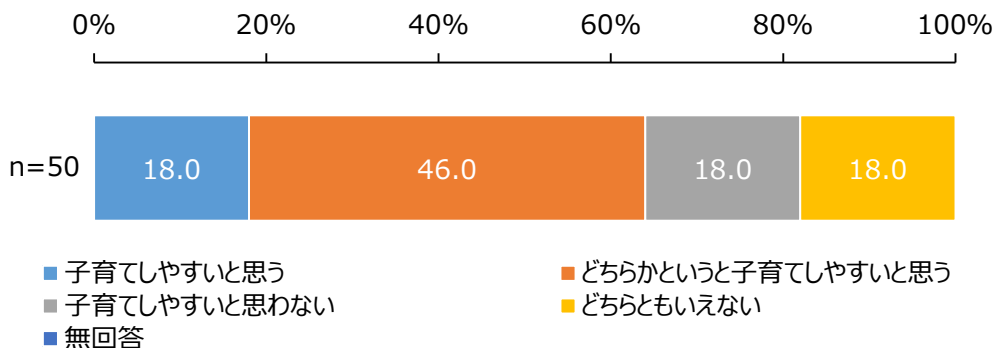
子育て世代や若者の定住を推進する施策として重要だと思うもの(MA)

「就労産業の創出・拡大」が36.0%で最も多く、次いで「住宅支援の充実・拡大」が34.0%、「公園整備」が32.0%となっています。



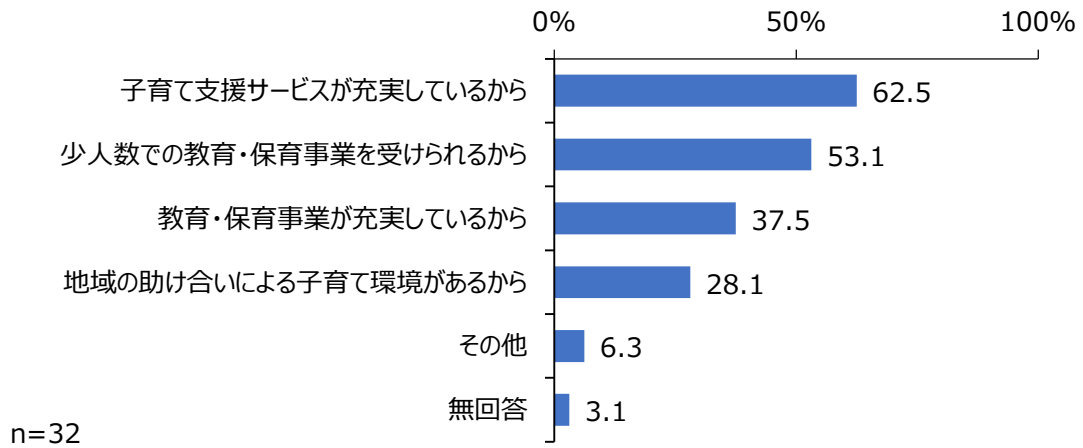
道志村は子育てしやすい村だと思うか(SA)

「どちらかという子育てしやすいと思う」が46.0%で最も多く、次いで「子育てしやすいと思う」、「子育てしやすいと思わない」および「どちらともいえない」がそれぞれ18.0%となっています。



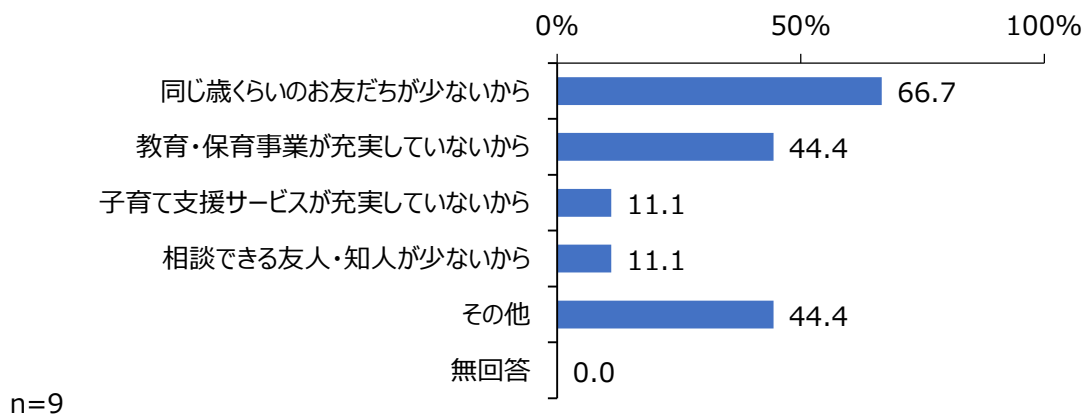
子育てしやすい村だと思う理由(MA)

「子育て支援サービスが充実しているから」が62.5%で最も多く、次いで「少人数での教育・保育事業を受けられるから」が53.1%となっています。



道志村は子育てしやすい村だと思わない理由(MA)

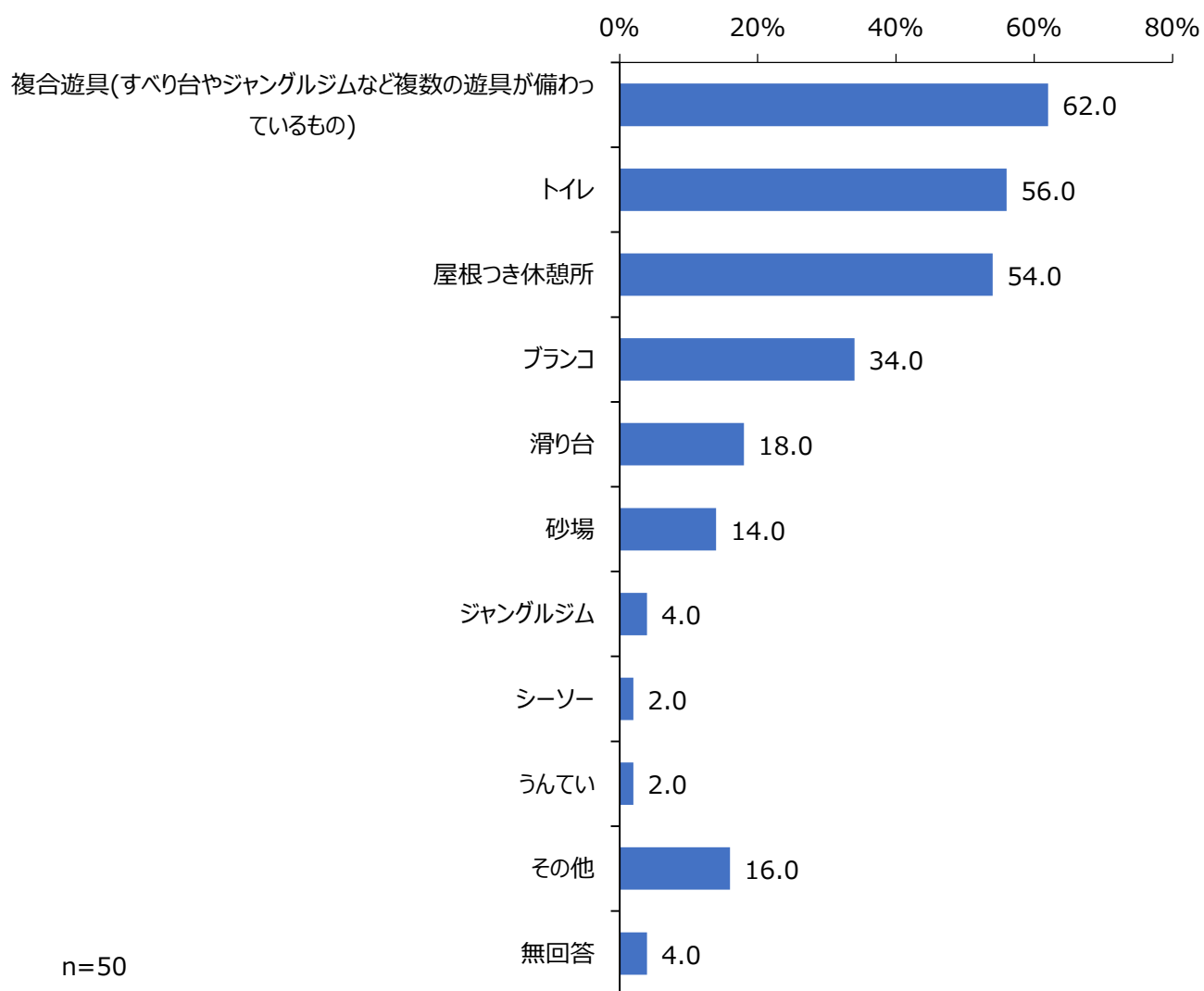
「同じ歳くらいのお友だちが少ないから」が66.7%最も多く、次いで「教育・保育事業が充実していないから」が44.4%となっています。



整備予定の公園に必要な遊具(MA)

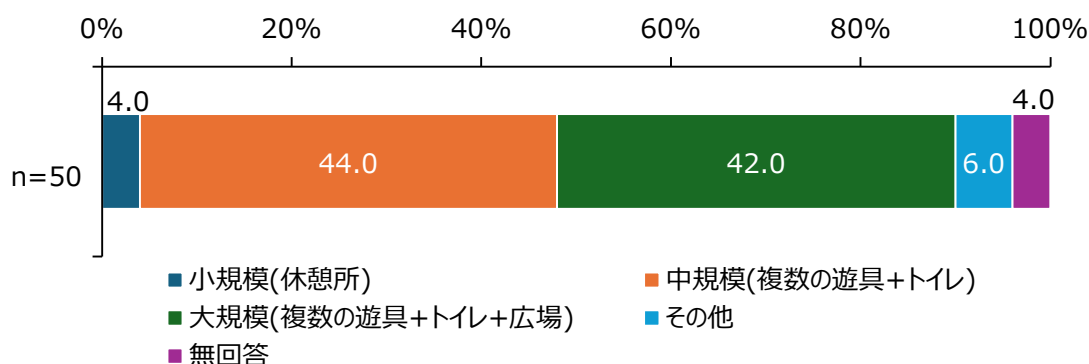
「複合遊具（すべり台やジャングルジムなど複数の遊具が備わっているもの）」が62.0%で最も多く、次いで「トイレ」が56.0%、「屋根つき休憩所」が54.0%となっています。

また、その他としては、水場や水遊び、プールなどの水に関するものや球技ができるコートやスペース、スケートボードができる場所、アスレチックといった意見がありました。



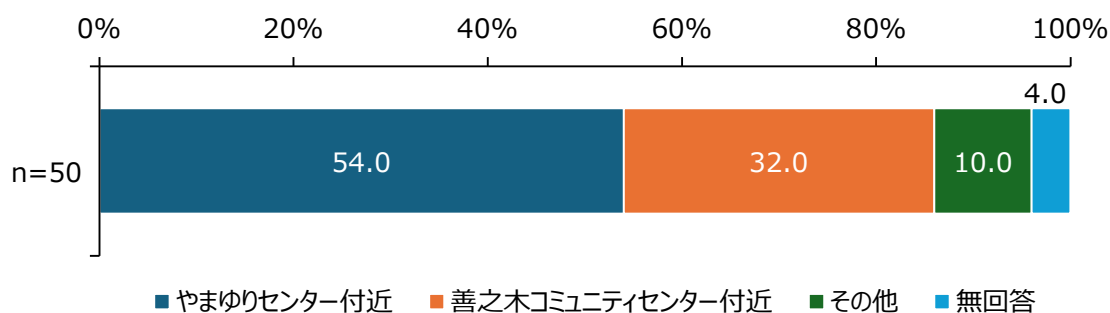
公園の規模(SA)

「中規模（複数の遊具+トイレ）」が44.0%で最も多く、次いで「大規模（複数の遊具+トイレ+広場）」が42.0%となっています。



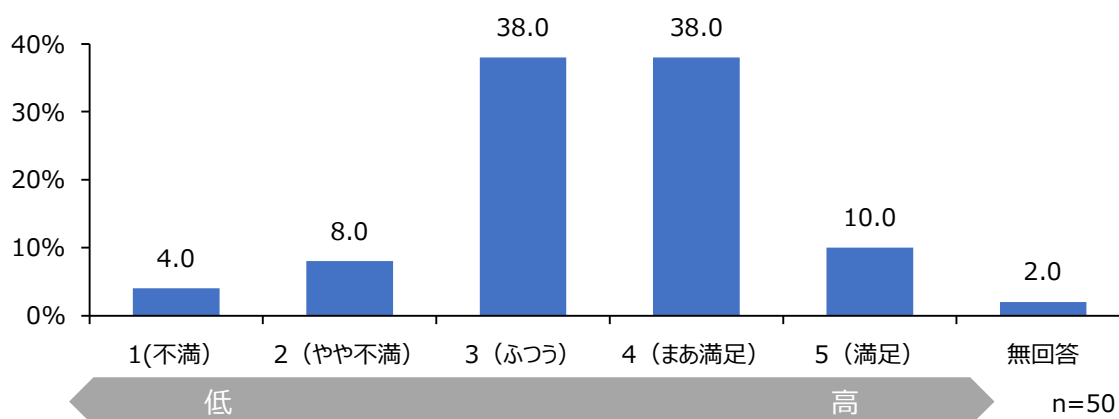
公園の場所(SA)

「やまゆりセンター付近」が54.0%で最も多く、次いで「善之木コミュニティセンター付近」が32.0%となっています。



道志村における子育て環境や支援などへの満足度(SA)

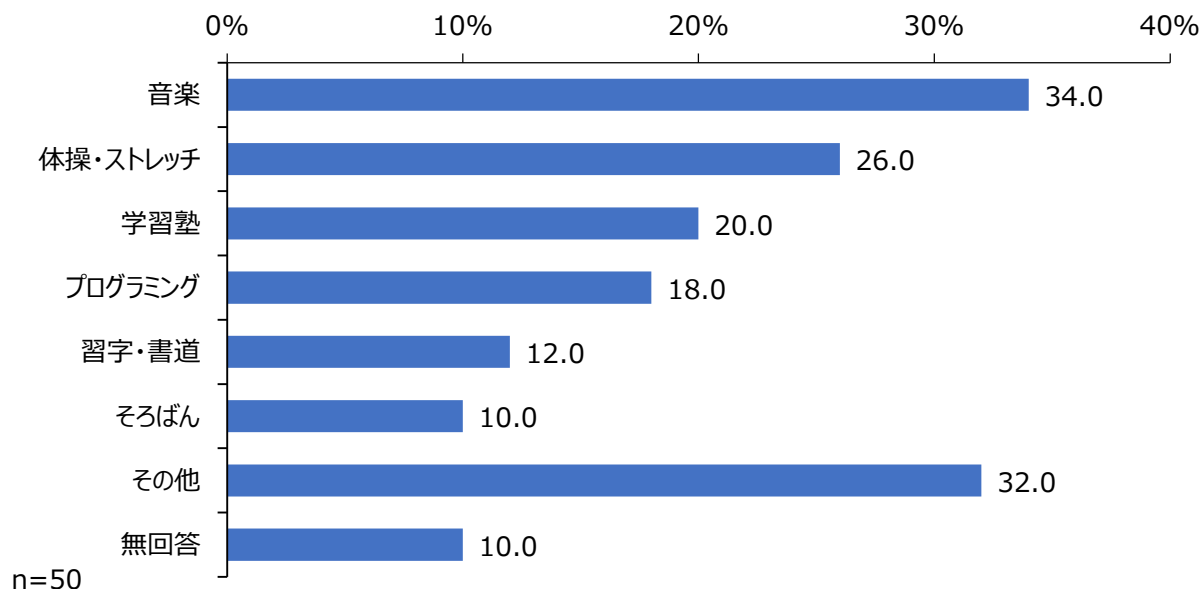
「3」（ふつう）と「4」（まあ満足）がそれぞれ38.0%で最も多く、次いで「5」（満足）が10.0%となっています。



どんな習い事（塾、スポーツ少年団を含む）をやらせたいか(MA)

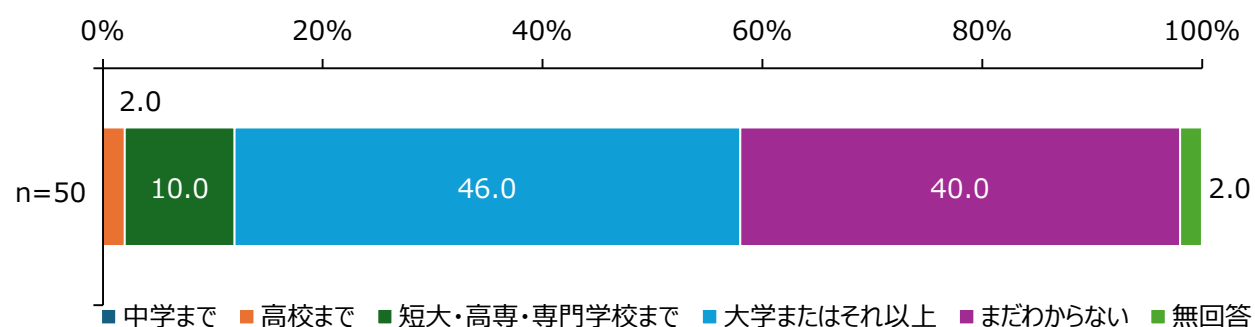
「音楽」が34.0%で最も多く、次いで「体操・ストレッチ」が26.0%、「学習塾」が20.0%となっています。

また、その他として、スイミングや空手、サッカー、英語（英会話）、パソコン教室といった意見がありました。



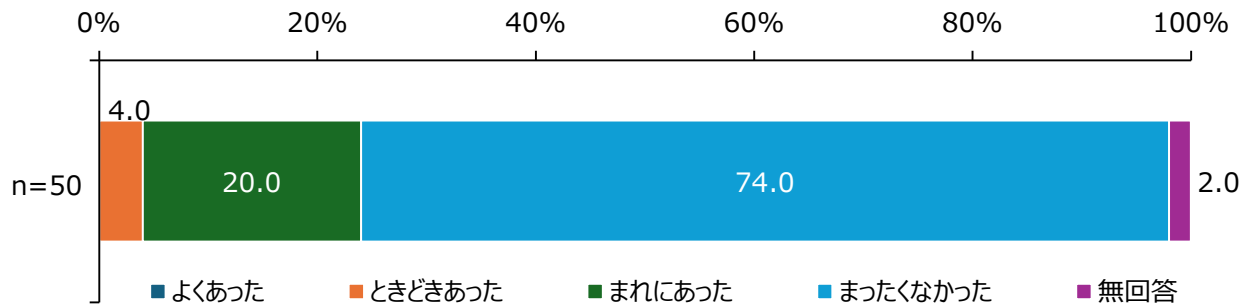
将来、どこまで進学する（させたい）と思うか(SA)

「大学またはそれ以上」が46.0%で最も多く、次いで「まだわからない」が40.0%となっています。



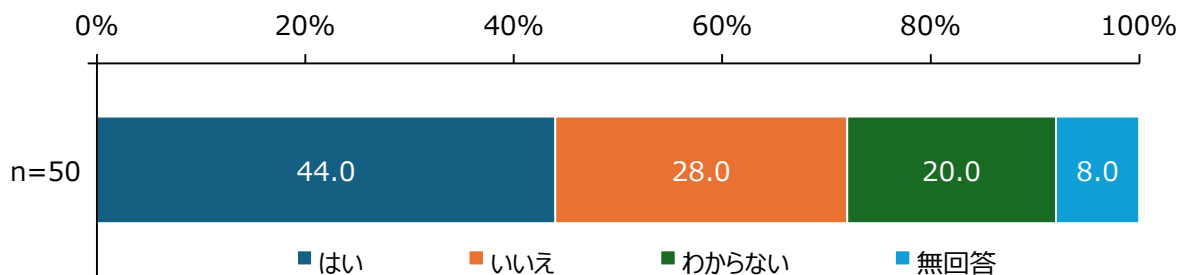
金銭的に困り、生活必需品が買えないことがあったか(SA)

「まったくなかった」が74.0%で最も多く、次いで「まれにあった」が20.0%となっています。また、「ときどきあった」と「まれにあった」を合わせた〈あった〉は24.0%となっています。



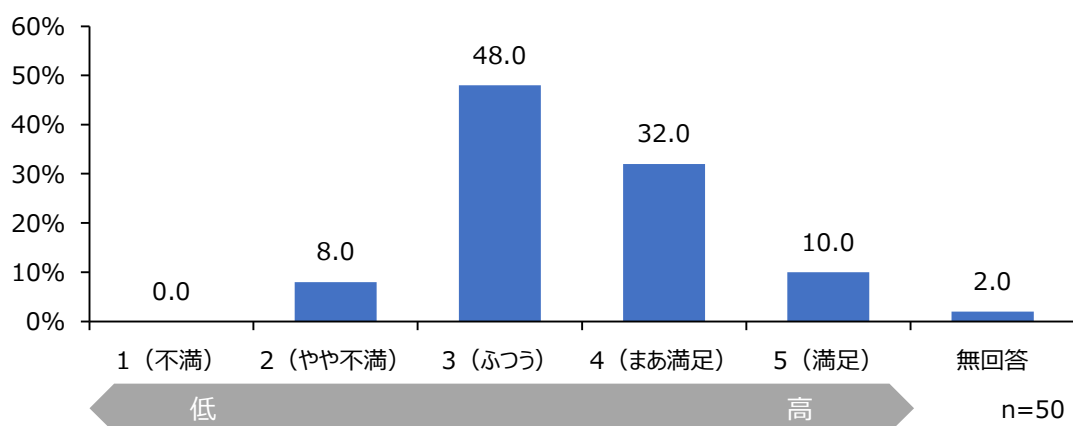
育児休業中や平日休日を問わず自分の手の空いている時間を使って在宅で仕事ができる環境が整備されたら就労する希望はあるか(SA)

「はい」が44.0%で最も多く、次いで「いいえ」が28.0%、「わからない」が20.0%でした。



最近の生活に、どのくらい満足しているか(SA)

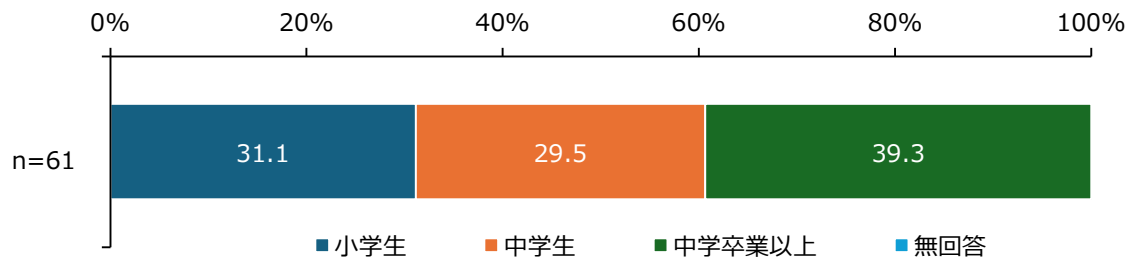
「3 (ふつう)」が48.0%で最も多く、次いで「4 (まあ満足)」が32.0%、「5 (満足)」が10.0%となっています。



2.4 こども本人を対象とした調査結果

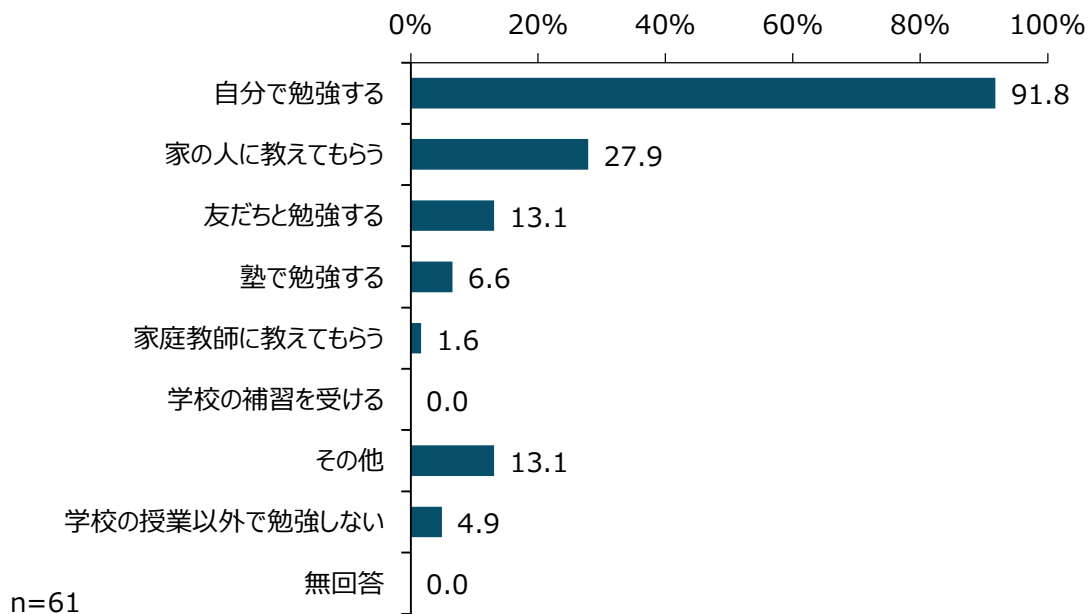
所属(SA)

小学生は 31.1%、中学生は 29.5%、中学卒業以上は 39.3%で、中学卒業以上がやや多い回答となっています。



ふだんの学校以外の勉強方法(MA)

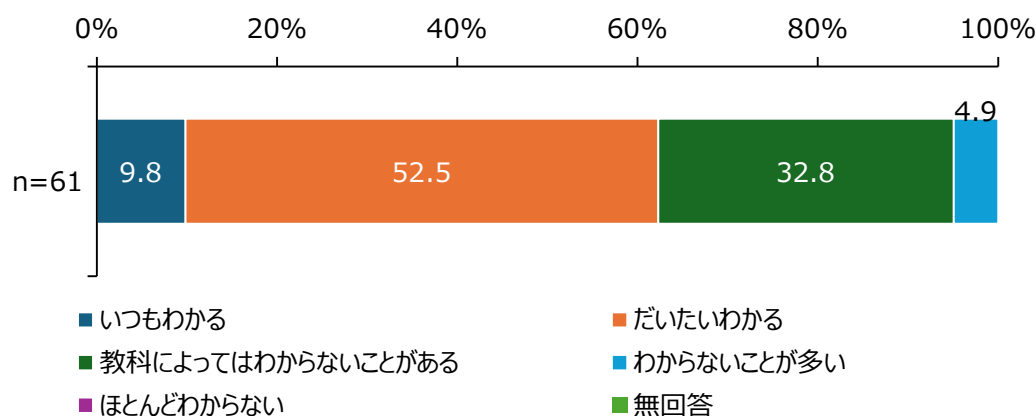
「自分で勉強する」が 91.8%で最も多く、次いで「家の人に教えてもらう」が 27.9%となっています。



学校の授業がわからないことの有無（SA）

「いつもわかる」と「だいたいわかる」を合わせた<わかる>は62.3%、「教科によってはわからないことがある」、「わからないことが多い」を合わせた<わからない>は37.7%となっています。

授業内容については大半が理解できていると感じている一方で、一部は理解が難しいと感じていることが分かります。

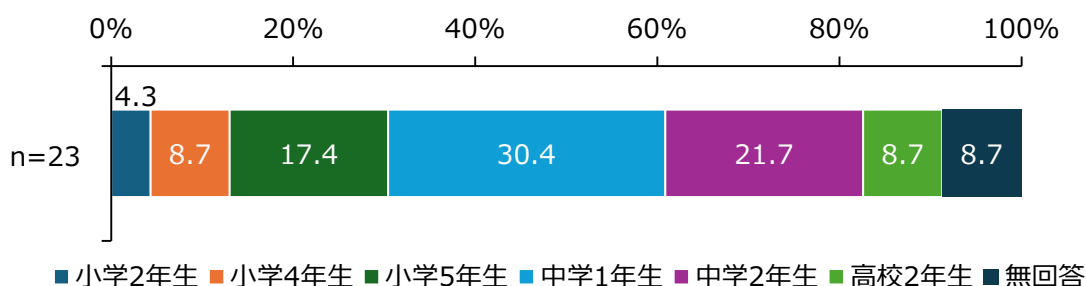


授業が難しくなった学年（SA）

※前の設問で「教科によってはわからないことがある」「わからないことが多い」、「ほとんどわからない」と回答した方

「中学1年生」が30.4%で最も多く、次いで「中学2年生」が21.7%となっています。

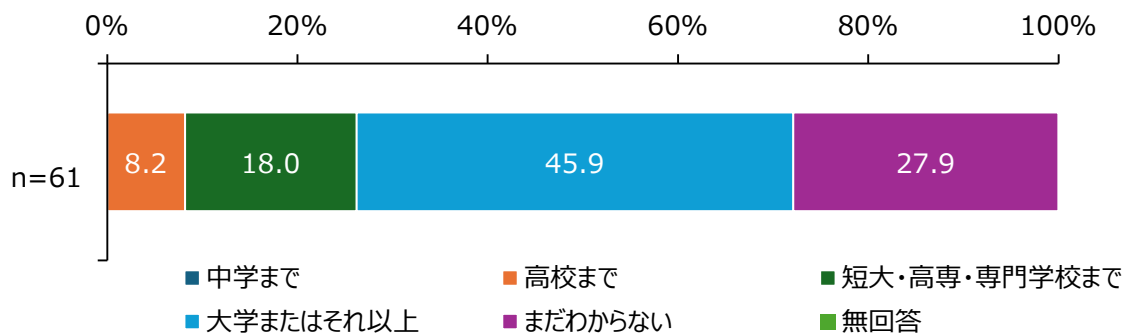
授業内容が難しくなる時期は、中学校に進学した後であることが分かります。



進学したい段階 (SA)

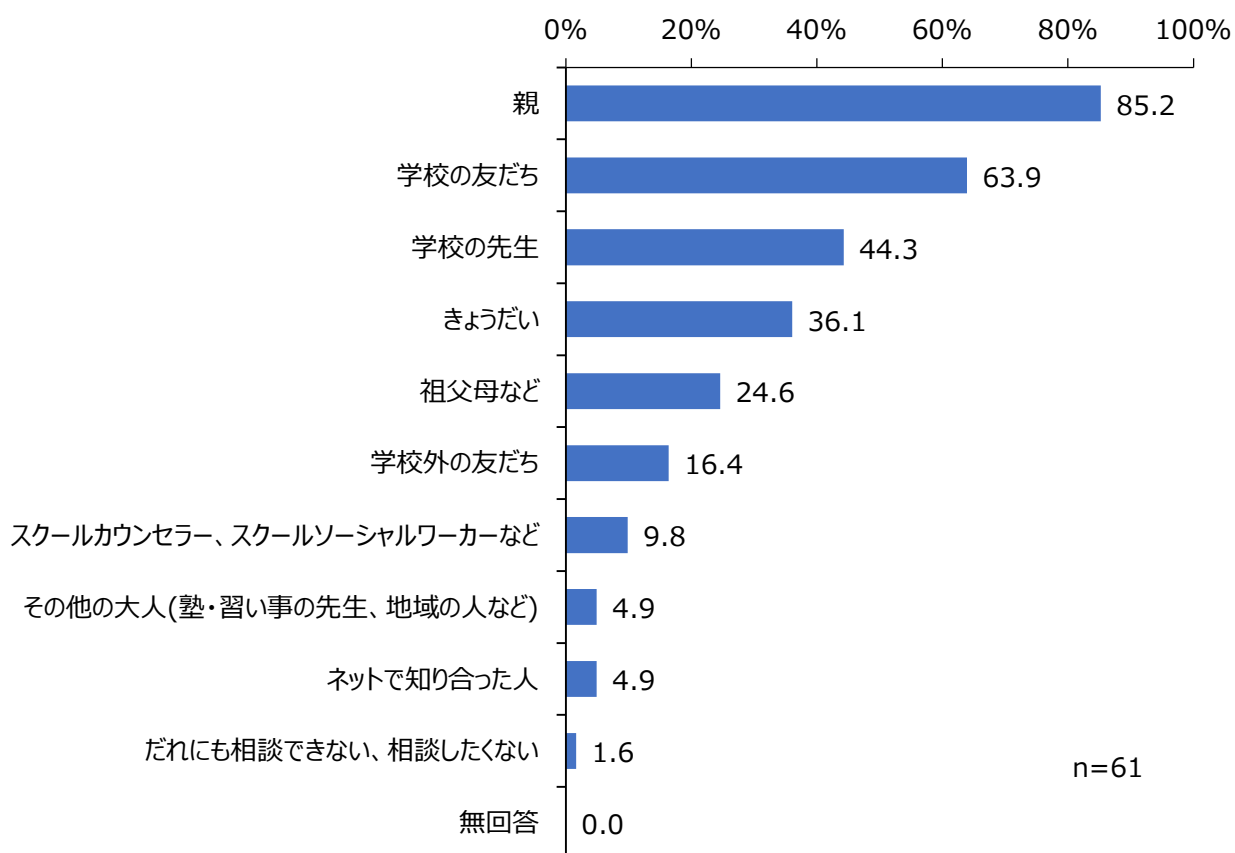
「大学またはそれ以上」が45.9%で最も多く、次いで「まだわからない」が27.9%となっています。

進学への関心は高く、多くが短大・高専・専門学校以上の進学を目指していますが、将来の方向性がまだ定まっていない割合も少なくありません。



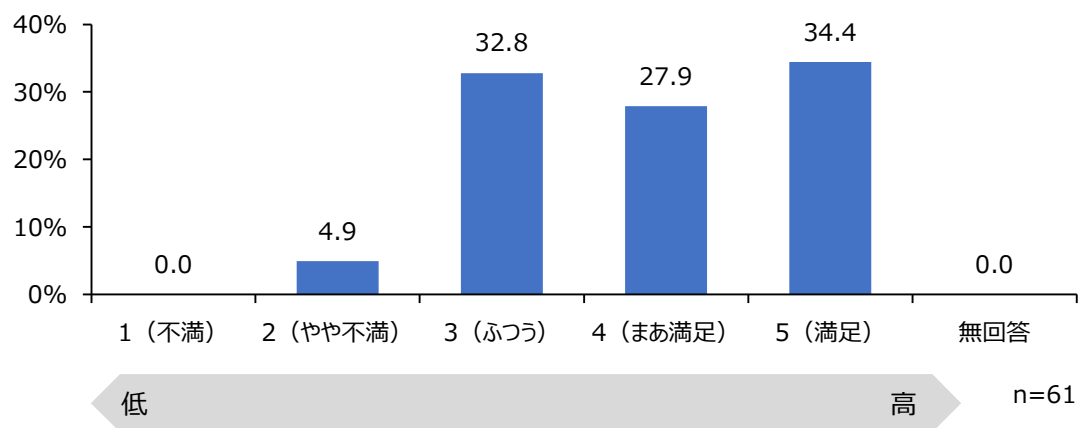
相談できると思う人 (MA)

「親」が85.2%で最も多く、次いで「学校の友だち」が63.9%となっています。



最近の生活に、どのくらい満足しているか (SA)

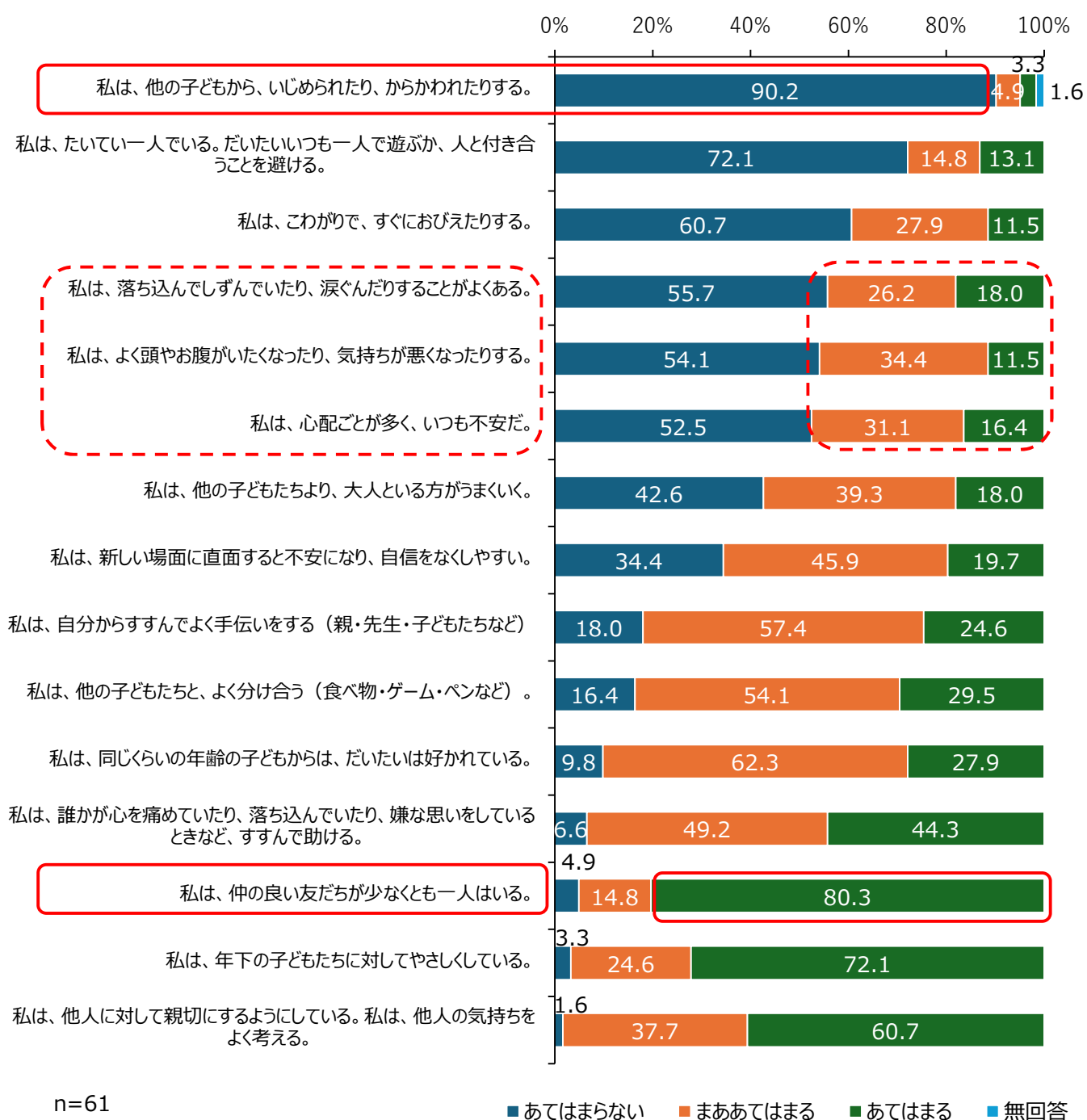
「5 (満足)」が34.4%で最も多く、次いで「3 (ふつう)」が32.8%、「4 (まあ満足)」が27.9%となっており、全体的に生活満足度は高い傾向が見られます。



自身の気持ちや行動であてはまるもの（SA）

「あてはまらない」で最も多かったのは「他の子どもから、いじめられたり、からかわれたりする」の90.2%で、「あてはまる」で最も多かったのは「仲の良い友だちが少なくとも一人はいる」の80.3%となっています。このことから、こどもたちの多くが友人関係において肯定的であり、いじめの経験は少ないことがうかがえます。

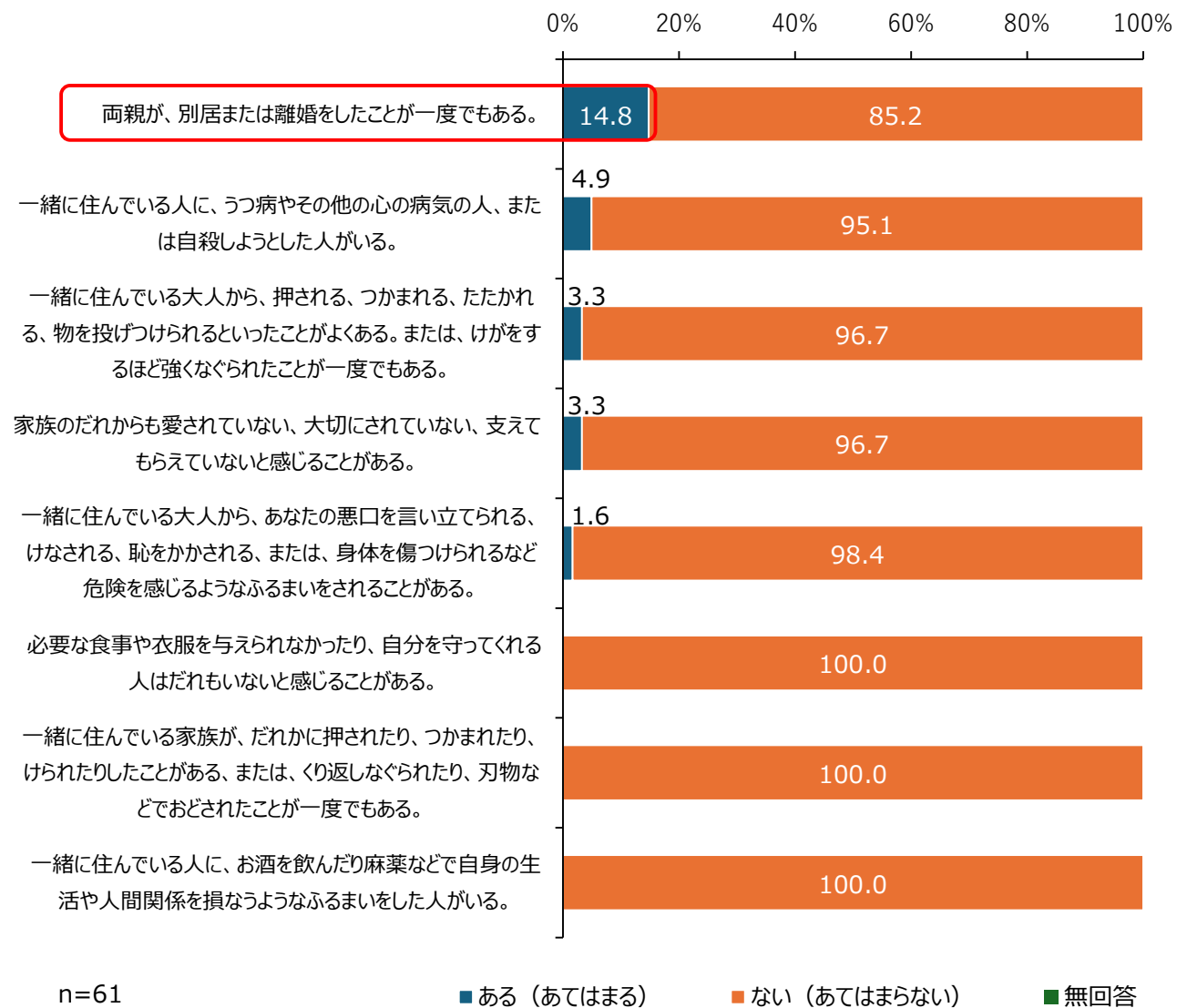
一方で、「落ち込んでしずんでいたたり、涙ぐんだりすることがよくある」、「よく頭やお腹がいたくなったり、気持ちが悪くなったりする」、「心配ごとが多く、いつも不安だ」について、「まああてはまる」、「あてはまる」を合わせたくあてはまる>と回答した割合は4割以上となっています。



自身が経験している事柄(SA)

すべての項目で「ない（あてはまらない）」が最も多くなっています。

「ある（あてはまる）」との回答で最も多かったのは、「両親が、別居または離婚をしたことが一度でもある」で14.8%となっています。また、同居者が心疾患だったり、身体や言葉の暴力、精神的な負担を感じる状況を経験したことも、わずかながらいることがわかります。

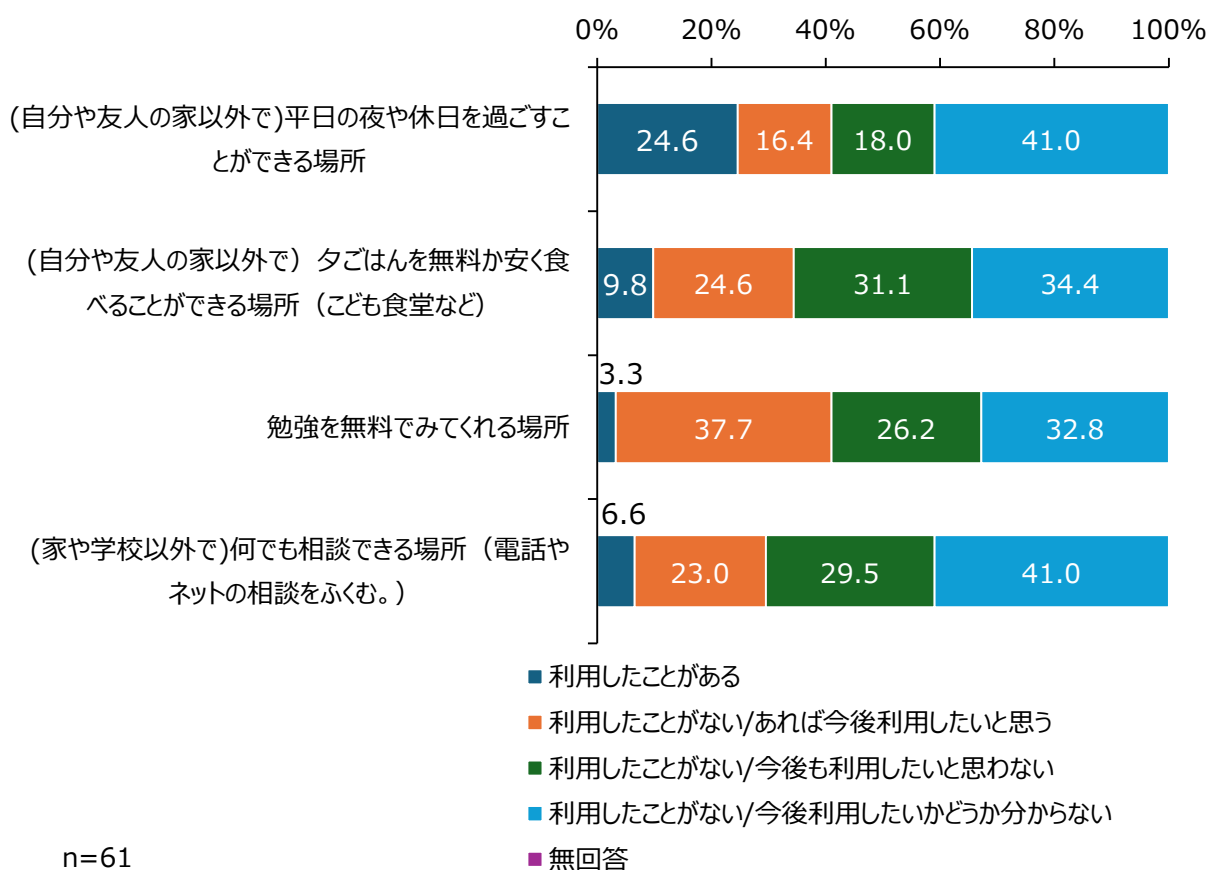


場所や施設利用実績と今後の希望(SA)

「勉強を無料でみてくれる場所」以外は、すべての項目で「利用したことがない/今後利用したいかどうか分からない」が最も多くなっています。

「利用したことがある」と回答した割合が最も多かった項目は、「(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所」の24.6%、次いで「(自分や友人の家以外で)夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」の9.8%となっています。

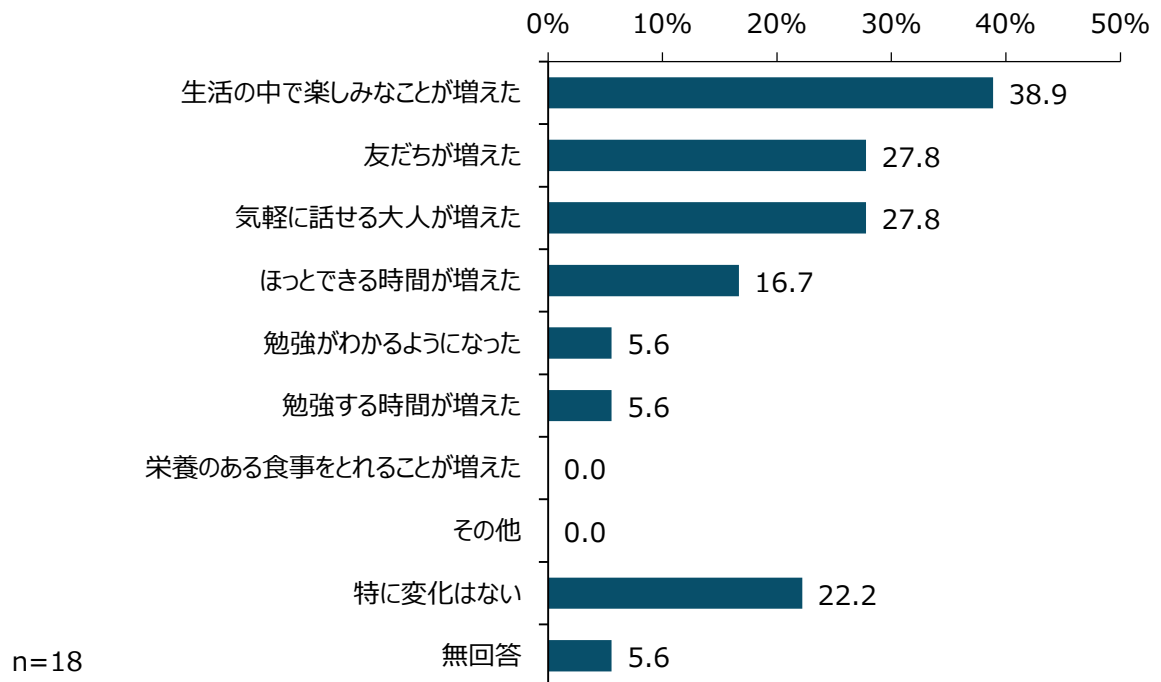
また、「利用したことがない/あれば今後利用したいと思う」と回答した割合が最も多かった項目は「勉強を無料でみてくれる場所」の37.7%、次いで「(自分や友人の家以外で)夕ごはんを無料か安く食べることができる場所 (こども食堂など)」の24.6%となっています。



場所や施設利用による変化(MA)

※前の設問で「利用したことがある」と回答した方。

「生活の中で楽しみなことが増えた」が38.9%で最も多く、次いで「友だちが増えた」と「気軽に話せる大人が増えた」がそれぞれに27.8%となっています。



第3章 第2期子ども・子育て支援事業計画の実施状況

基本目標1 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり

基本施策1 母子の健康の確保・推進

施策名 母子の医療・保健の充実

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等														
山梨県特定不妊治療支援事業	達成 R4年度から不妊治療費が保険適用になっており、県補助が廃止となった。R4年度は1件申請があったが、県の対象にならなかった。	・保険適用の考え方に沿った助成要綱へ変更 (R4~6年度に実施済み)。														
住民健康課																
道志村不妊治療支援事業	達成 R4年度から不妊治療費が保険適用になったため、その考えに沿った要綱に改正し、事業を実施した。 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	助成件数	R1	0	R2	0	R3	0	R4	1	R5	2	R6(見込)	2	・保険適用の考え方に沿った助成要綱へ変更 (R4~6年度に実施済み)。 ・保険適用に基づく不妊治療を実施した場合、1回の治療につき16万円を上限として助成を実施。 ・先進医療と併用した不妊治療を行った場合は、山梨県からの助成で治療費の7割が交付されるため、村からは残りの3割分を助成。
年度	助成件数															
R1	0															
R2	0															
R3	0															
R4	1															
R5	2															
R6(見込)	2															
住民健康課																
母子健康手帳の交付	達成 妊娠、出産、育児に関する母子の健康管理を目的に母子健康手帳を交付した。また、保健・育児に関する必要な情報の提供や保健指導を行い、健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産ができるように支援した。 (件) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>母子手帳交付数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	母子手帳交付数	R1	6	R2	8	R3	6	R4	4	R5	7	R6(見込)	3	・R6年4月から電子母子手帳を導入 (従来母子手帳交付と併用)。
年度	母子手帳交付数															
R1	6															
R2	8															
R3	6															
R4	4															
R5	7															
R6(見込)	3															
住民健康課																

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																																			
妊婦一般健康診査 住民健康課	達成 妊婦・乳幼児の健康状態の確認を行い、異常の早期発見・早期対応が出来るようにするため、妊婦・乳幼児のための健康診査費用を公費で負担した。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>妊婦健診受診者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R1</td><td>10</td></tr> <tr><td>R2</td><td>11</td></tr> <tr><td>R3</td><td>14</td></tr> <tr><td>R4</td><td>6</td></tr> <tr><td>R5</td><td>11</td></tr> <tr><td>R6(見込)</td><td>7</td></tr> </tbody> </table>	年度	妊婦健診受診者数	R1	10	R2	11	R3	14	R4	6	R5	11	R6(見込)	7																						
年度	妊婦健診受診者数																																				
R1	10																																				
R2	11																																				
R3	14																																				
R4	6																																				
R5	11																																				
R6(見込)	7																																				
乳児家庭全戸訪問事業 (こにちは赤ちゃん事業) 住民健康課	達成 令和6年に6人に対して実施。																																				
視能覚検査 住民健康課	達成 4歳~6歳までの保育所に通っている児童を対象に視能覚検査を実施することで、専門的な相談・助言を行うとともに、異常の早期発見に努めた。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査人数</th> <th>要検査人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R1</td><td>27</td><td>2</td></tr> <tr><td>R2</td><td>32</td><td>0</td></tr> <tr><td>R3</td><td>27</td><td>2</td></tr> <tr><td>R4</td><td>24</td><td>1</td></tr> <tr><td>R5</td><td>19</td><td>2</td></tr> <tr><td>R6(見込)</td><td>13</td><td>1</td></tr> </tbody> </table>	年度	検査人数	要検査人数	R1	27	2	R2	32	0	R3	27	2	R4	24	1	R5	19	2	R6(見込)	13	1	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所と連携しながら、早期に治療につなげられるように継続。 ・視能検査士の指導に加え、視力検査機器を導入し、弱視等の発見率の向上を図る必要。 														
年度	検査人数	要検査人数																																			
R1	27	2																																			
R2	32	0																																			
R3	27	2																																			
R4	24	1																																			
R5	19	2																																			
R6(見込)	13	1																																			
乳幼児健診 住民健康課	達成 乳児・乳幼児期の健やかな発育と育児不安の軽減、健全な親子関係の支援を目的として、こどもの発達段階に応じて4か月・7か月・10か月・12か月健診、1歳6か月健診、2歳児健診、3歳児健診を行い、身体・精神的な健康を育むための支援をした。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>乳児</th> <th>1歳6か月</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>R1</td><td>22</td><td>5</td><td>13</td><td>12</td></tr> <tr><td>R2</td><td>29</td><td>5</td><td>3</td><td>12</td></tr> <tr><td>R3</td><td>18</td><td>8</td><td>6</td><td>2</td></tr> <tr><td>R4</td><td>19</td><td>6</td><td>8</td><td>7</td></tr> <tr><td>R5</td><td>11</td><td>4</td><td>4</td><td>7</td></tr> <tr><td>R6(見込)</td><td>23</td><td>4</td><td>5</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	年度	乳児	1歳6か月	2歳	3歳	R1	22	5	13	12	R2	29	5	3	12	R3	18	8	6	2	R4	19	6	8	7	R5	11	4	4	7	R6(見込)	23	4	5	4	
年度	乳児	1歳6か月	2歳	3歳																																	
R1	22	5	13	12																																	
R2	29	5	3	12																																	
R3	18	8	6	2																																	
R4	19	6	8	7																																	
R5	11	4	4	7																																	
R6(見込)	23	4	5	4																																	

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																												
幼児健診の歯科指導の導入 住民健康課	達成 幼少期からの虫歯予防のため、幼児健診における歯科健診を実施した。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>1歳6か月</th> <th>2歳</th> <th>3歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>5</td> <td>13</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>	年度	1歳6か月	2歳	3歳	R1	5	13	13	R2	5	3	12	R3	8	6	2	R4	6	8	7	R5	4	4	7	R6(見込)	4	5	4	
年度	1歳6か月	2歳	3歳																											
R1	5	13	13																											
R2	5	3	12																											
R3	8	6	2																											
R4	6	8	7																											
R5	4	4	7																											
R6(見込)	4	5	4																											
5歳児健診の導入 住民健康課	達成 就学前の段階において、発達や集団生活に問題がないか、保育所・保護者・行政の3者で共有することを目的に実施した。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>受診人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>	年度	受診人数	R2	10	R3	9	R4	7	R5	5	R6(見込)	12																	
年度	受診人数																													
R2	10																													
R3	9																													
R4	7																													
R5	5																													
R6(見込)	12																													
就学児健康診査 教育委員会	達成 小学校入学前の児童に知能検査、身体測定、内科・歯科検査等を行い、こどもたちの発達状況を把握し、発達状態に合わせた教育環境を支援した。 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>検査実施人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>5</td> </tr> </tbody> </table>	年度	検査実施人数	R2	7	R3	11	R4	12	R5	6	R6(見込)	5																	
年度	検査実施人数																													
R2	7																													
R3	11																													
R4	12																													
R5	6																													
R6(見込)	5																													
すこやか医療助成事業 住民健康課	達成 18歳以下のこどもを対象に、子育て家庭の医療に係る経済的負担を軽減することを目的とし、こどもの医療費(入院に係る食事療養費を含む)の助成を行った。 (円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>助成事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>2,696,238</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>3,590,672</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2,946,420</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3,106,489</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>3,157,121</td> </tr> </tbody> </table>	年度	助成事業費	R2	2,696,238	R3	3,590,672	R4	2,946,420	R5	3,106,489	R6(見込)	3,157,121																	
年度	助成事業費																													
R2	2,696,238																													
R3	3,590,672																													
R4	2,946,420																													
R5	3,106,489																													
R6(見込)	3,157,121																													

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																												
感染症予防事業 (予防接種助成事業)	達成 こどもの感染症予防を目的に、任意予防接種である”おたふくかぜ”の全額助成を実施。また、村民全員に対しインフルエンザの予防接種費用の一部を助成した。																													
住民健康課																														
虫歯ゼロ表彰	達成 3歳児・小学校6年生・中学校3年生の虫歯が1つもないこどもを対象に表彰を行うことで、歯の健康啓発を実施した。																													
	(人)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>3歳</th> <th>小6</th> <th>中3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>3</td> <td>3</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> <td>7</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	3歳	小6	中3	R1	3	3	0	R2	7	5	3	R3	5	7	4	R4	2	6	3	R5	5	5	2	R6	6	2	2	
年度	3歳	小6	中3																											
R1	3	3	0																											
R2	7	5	3																											
R3	5	7	4																											
R4	2	6	3																											
R5	5	5	2																											
R6	6	2	2																											
住民健康課																														
妊産婦の歯科健診	達成 妊産婦の歯科健診を無料で行うことで、妊産婦の歯科の健康に努めた。																													
	(人)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>妊婦</th> <th>産婦</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	妊婦	産婦	R1	1	0	R2	0	0	R3	2	1	R4	1	1	R5	1	2	R6(見込)	0	0								
年度	妊婦	産婦																												
R1	1	0																												
R2	0	0																												
R3	2	1																												
R4	1	1																												
R5	1	2																												
R6(見込)	0	0																												
住民健康課																														
歯磨き指導	達成 歯科衛生士が保育所・小中学校に虫歯予防と歯磨き指導を行い、基本的な歯みがき習慣を身に付けるように促した。																													
	(人)																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>保育所</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>35</td> <td>51</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>39</td> <td>59</td> <td>38</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> <td>21</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>24</td> <td>34</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>29</td> <td>52</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>28</td> <td>52</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table>	年度	保育所	小学校	中学校	R1	35	51	39	R2	39	59	38	R3	5	21	36	R4	24	34	30	R5	29	52	7	R6	28	52	25	
年度	保育所	小学校	中学校																											
R1	35	51	39																											
R2	39	59	38																											
R3	5	21	36																											
R4	24	34	30																											
R5	29	52	7																											
R6	28	52	25																											
住民健康課																														

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																												
歯のフッ素塗布	<p>達成 幼児健康診査の際にこどもたちを対象に、虫歯予防を目的として、歯のフッ素塗布を無料で実施した。</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>6か月児</th> <th>2歳児</th> <th>3歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>4</td> <td>11</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>7</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	6か月児	2歳児	3歳児	R1	4	11	8	R2	5	3	9	R3	7	6	2	R4	2	0	3	R5	4	3	6	R6 (見込)	6	2	2	<p>・こどものう歯保有率は依然として高いため、今後もフッ素塗布を継続して実施。</p>
年度	6か月児	2歳児	3歳児																											
R1	4	11	8																											
R2	5	3	9																											
R3	7	6	2																											
R4	2	0	3																											
R5	4	3	6																											
R6 (見込)	6	2	2																											
住民健康課																														
村内保健会	<p>達成 乳幼児から義務教育終了まで母子が安心して過ごすために、2ヵ月に1回、関係機関との情報交換や連携のを実施した。</p> <p style="text-align: right;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>年間開催回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>書面開催</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	年度	年間開催回数	R1	12	R2	書面開催	R3	5	R4	6	R5	6	R6 (見込)	6	<p>村内保健会に名称を変更し、主に情報連携を強化した。</p>														
年度	年間開催回数																													
R1	12																													
R2	書面開催																													
R3	5																													
R4	6																													
R5	6																													
R6 (見込)	6																													
住民健康課																														
子育て世代包括支援センターの設置	<p>達成 令和4年4月1日に道志村子育て世代包括支援センターを設置し、子育て世代が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児等に関する様々なニーズに対して、総合的相談支援を提供する体制を整えた。</p>	<p>・令和6年4月1日に、子育て世代包括支援センターの機能を備え、母子保健と児童福祉の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的として、道志村こども家庭センターを設置した。</p>																												
住民健康課																														

基本施策2 子どもの環境整備や発達に対する支援

施策名 子育て支援サービスの充実

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等														
つぼみっこくらぶ事業（地域子育て支援拠点事業）	達成 保育所入所前の保護者と子どもを対象とする、親子の交流の場を月2回実施した。コロナ禍は、開催を控えたものの、令和5年から再開した。															
住民健康課																
子育てサークル支援事業	未達成 子育てサークルの活動場所の提供をしていたが、サークル活動自体が休止した。															
住民健康課																
公園整備事業	未達成 公園の整備場所、内容、財源、維持管理体制の検討に時間を要し、整備には至らなかった。	・今後も公園整備に向けて検討。														
産業振興課																
ブックスタート事業	達成 将来にわたり子どもが読書の楽しさや読書習慣を身に付け、感性豊かに成長していくことを目的として、6・7か月健診時に保護者に絵本を贈呈。絵本の読み聞かせを通して、赤ちゃんと触れ合うきっかけづくりを実施した。															
	(人)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支援人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支援人数	R1	5	R2	8	R3	5	R4	6	R5	4	R6 (見込)	9	
年度	支援人数															
R1	5															
R2	8															
R3	5															
R4	6															
R5	4															
R6 (見込)	9															
住民健康課																

施策名 保育サービスの充実

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
ヒップホップダンス事業	達成 週1回ヒップホップダンス教室を実施。こどもの運動不足解消や体力強化につなげた。	・令和6年度から新規事業として運動教室も併せて実施。
住民健康課		
伝統行事・文化を取り入れた保育の実施	達成 七夕・団子さし・餅つきなど保育の中に伝統行事や文化を取り入れ、地域の特性を活かした保育を実施した。	
住民健康課		

基本施策3 子どもの教育環境の充実

施策名 子どもの健全育成

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
社会活動・体験教室の推進	達成 地域活動(花壇づくり)、職場見学、観劇などの体験を通じて、村内だけではなく広い視野を養う支援を行った。	
教育委員会		
教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上	達成 質の高い保育が提供できるよう計画的に研修の受講をした。村内保健会を通じて支援の必要な児童を把握し、教育支援を行った。	
住民健康課		

施策名 少人数を生かした教育の推進

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
保育所から中学校までの一貫した英語教育の推進	達成 保育所にて小中学校配属の ALT による英語教室を月に1,2回実施した。グローバルな人材育成のため小中学校で常勤の民間 ALT を配置し、授業以外でも ALT とのコミュニケーションを図り、英語を身近に感じられるように英語教育を実施した。	
住民健康課 教育委員会		
ICT を取り入れた教育の実施	達成 児童生徒に一人一台端末が県の共同調達事業で整備され、ICT を活用した様々な教育を実施した。	・インターネット上でのトラブルに巻き込まれないよう ICT リテラシーの育成が必要。
教育委員会		
横浜市交流事業	達成 小中学校で毎年各1回横浜市訪問を実施し、道志村と横浜市とのつながりの歴史や、道志川の水がどのようにして横浜市に届いているのか学習した。また、クラス内の入れ替わりがない道志小中学校において、同年代の子供達との交流の場を創出した。	
教育委員会		

基本施策4 特別な支援が必要な子どもへの対応

施策名 障がい児、外国につながる幼児、移住者の子ども等への施策の充実

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
特別支援学級の設置	達成 障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人一人の特性や発達に応じ、個別最適な指導及び支援を行うため、特別支援学級を設置した。	・今後も、児童・生徒の発達に応じた適切な指導及び必要な支援を実施するため、必要に応じて特別支援学級を設置する。また、村費負担教員や特別支援学級支援員なども配置する。
教育委員会		
国際結婚・移住者等の子育て家庭への支援	達成 支援が必要な子育て家庭に対して、関係部署と連携を取り解決を図った。	
住民健康課		

施策名 虐待防止や不登校の子ども等への支援

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等														
児童虐待の早期発見、防止と啓発	達成 道志村児童虐待対応マニュアルに基づき、早期発見、防止と啓発に努めた。															
住民健康課																
都留児童相談所との連携	達成 児童虐待を受けた児童に対して、専門的な対応が必要と判断した場合は、都留児童相談所と連携し、母子のケアと今後の支援策について検討した。 (件) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>児童相談所への連絡件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	児童相談所への連絡件数	R1	1	R2	3	R3	1	R4	0	R5	3	R6 (見込)	0	・児童虐待に関しては早急な対応と連携が必要不可欠とされており、必要と判断された場合は速やかに連携体制を取ることが必要。継続して実施できる体制を整備。
年度	児童相談所への連絡件数															
R1	1															
R2	3															
R3	1															
R4	0															
R5	3															
R6 (見込)	0															
住民健康課 教育委員会																
不登校児童・生徒への支援	達成 児童・生徒及び保護者とのカウンセリング等の支援を実施し、地域のサポート体制を築くことで、不登校の未然防止や早期の学校復帰を支援した。具体的には、毎月の長期欠席児童生徒状況調査を行い、不登校傾向のある児童生徒を把握し、個別に対応した。また、アンケート調査を行い、居心地のよい学校づくりやクラス運営に活かした。	・職員スキルの向上と体制の検討も必要。														
教育委員会																

基本目標2 「どうしっこ」を育てる保護者を支える仕組みづくり

基本施策1 保護者に対する精神的・経済的支援の充実

施策名 保護者への子育てに関する相談・情報提供支援の推進

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等														
養育支援訪問事業	<p>該当者がいなかったため、実績はないが、需要があった際に対応できるよう体制を整理した。</p>															
住民健康課																
育児・発達相談事業	<p>達成</p> <p>保育所入所児を対象にはぐくみ支援事業を実施し、こどもの心理発達面や育児に不安を持つ養育者を対象に保健師が子育て相談を行う中で、こどもの健全な発育を促すとともに、養育者の不安解消を実施。また、村内保健会の中で情報連携を図った。</p> <p style="text-align: center;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>29</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>25</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>27</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>19</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	R1	29	R2	25	R3	27	R4	20	R5	21	R6(見込)	19	<p>・連携を定期的に持ちながら適切な時期に相談できる体制を作っていく。</p>
年度	利用者数															
R1	29															
R2	25															
R3	27															
R4	20															
R5	21															
R6(見込)	19															
住民健康課																
つぼみっことはぐくみ支援事業	<p>達成</p> <p>村内の乳幼児とその母親同士の交流の機会となり、健全な育児を行う上での子育てサークルとなることを目的に実施した。</p> <p style="text-align: center;">(人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	R1	18	R2	19	R3	22	R4	17	R5	15	R6(見込)	18	
年度	利用者数															
R1	18															
R2	19															
R3	22															
R4	17															
R5	15															
R6(見込)	18															
住民健康課																
道志村独自の子育てパンフレットの作成	<p>達成</p> <p>道志村独自の子育て支援事業を創出しライフステージに合わせた支援施策を、道志村子育て支援パッケージとして一つにまとめ作成した。</p>	<p>・道志村子育て支援パッケージを村内外に周知し、移住希望者にPR。</p>														
ふるさと振興課																

施策名 子育て世帯の経済的負担の軽減

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																								
結婚祝金支給事業	<p>達成</p> <p>村内に住所があり婚姻後も居住する夫婦に対して、20万円を支給することで、若者定住の促進と経済的な支援を実施し、R5年度までに平均1.4件/年の支給を行った。</p> <p style="text-align: center;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給組数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支給組数	R2	0	R3	1	R4	3	R5	2	R6 (見込)	1	<p>・若者の定住促進という目的も踏まえ、今後も取り組む必要がある。</p>												
年度	支給組数																									
R2	0																									
R3	1																									
R4	3																									
R5	2																									
R6 (見込)	1																									
住民健康課																										
出産育児祝金支給事業	<p>達成</p> <p>村内に1年以上前から住所がある保護者に対して、第1子10万円、第2子20万円、第3子以降30万円を支給し、若者定住の促進と経済的な支援を行った。R5年度までで平均96万円/年の支給となった。</p> <p style="text-align: center;">(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>第1子</th> <th>第2子</th> <th>第3子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R6 (見込)</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度	第1子	第2子	第3子	R2	0	2	1	R3	1	2	4	R4	1	0	1	R5	3	1	4	R6 (見込)	1	1	0	<p>・若者の定住促進という目的も踏まえ、今後も取り組む必要がある。</p>
年度	第1子	第2子	第3子																							
R2	0	2	1																							
R3	1	2	4																							
R4	1	0	1																							
R5	3	1	4																							
R6 (見込)	1	1	0																							
住民健康課																										
村営住宅の整備事業	<p>達成</p> <p>令和4年度に公共住宅整備計画を策定し、移住定住を希望する若者の居住環境の整備を実施し、大渡地区に若者定住促進住宅2棟を建設した。</p>	<p>・条例・施行規則の整備、維持管理コストの増大。継続如何は、需要に応じて実施。</p>																								
産業振興課																										
単身者向け住宅の検討	<p>達成</p> <p>単身者向け住宅の建設に向けてR5年度中に設計を完了し、R6年度に建設予定地の用地交渉を始めた。</p>	<p>・R7年度以降に住宅を建設予定。</p>																								
産業振興課																										
子育てにかかる費用負担軽減	<p>達成</p> <p>子育て世帯の経済的負担軽減のため、すこやか医療費助成事業・出産育児祝金支給事業・高等学校就学助成事業・出産子育て応援交付金事業を実施し、R6年度には更なる負担軽減のため、在宅保育支援金事業・すくすく子育て支援事業・道志村保育料無償化・道志村保育所物品無償化・道志小中学校教育費無償化事業を実施した。</p>																									
住民健康課																										

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等																					
未就学児の給食費軽減	達成 保育所の給食費と副食費の無償化を実施した。																						
住民健康課																							
児童手当支給事業	達成 こどもの成長を目的として、こどもの養育者に国の基準に基づいた児童手当を支給し、子育て家庭の経済的な負担の軽減を図った。	・R6年10月の制度改正により高校生年代の児童まで支給が拡充され、所得制限も撤廃された。																					
住民健康課																							
小学校・中学校就学支援事業	達成 経済的理由により就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対して、学校に係る費用の一部(学用品費・給食費・校外活動費等)を援助した(無償化事業開始に伴い無償化される項目は対象外とした)。																						
教育委員会																							
高校生への就学助成事業	達成 高校生に対して、高等学校に係る経費の一部を助成し、家庭の精神的・経済的負担を軽減する支援。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>(人)</th> <th>(千円)</th> </tr> <tr> <th>年度</th> <th>支給人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>39</td> <td>4,680</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>31</td> <td>3,720</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>34</td> <td>4,080</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>37</td> <td>10,920</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>39</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>		(人)	(千円)	年度	支給人数	助成額	R2	39	4,680	R3	31	3,720	R4	34	4,080	R5	37	10,920	R6(見込)	39	9,000	
	(人)	(千円)																					
年度	支給人数	助成額																					
R2	39	4,680																					
R3	31	3,720																					
R4	34	4,080																					
R5	37	10,920																					
R6(見込)	39	9,000																					
教育委員会																							
やまなし子育て応援カードの交付	達成 18歳未満のこどもがいる世帯、妊婦のいる世帯への経済的な負担の軽減、地域経済の活性化を目的として、山梨県内の協賛する店舗に提示すると割引や特典などの各種サービスを受けることができる「子育て応援カード」を交付した。	・利用促進策の検討。																					
住民健康課																							

基本施策２ 支援が必要な家庭へのサポートの充実

施策名 移住者家庭への支援

事業	実施状況（R2～R6）	課題・新規取組等																								
道志村移住支援センター設置（業務委託）	達成 移住相談の窓口として道志村移住支援センターを設置し、移住希望者の相談対応、移住フェアへの参加、空き家バンク物件の見学対応、空き家バンクへ登録するための物件の掘り起こし等の業務を実施した。																									
ふるさと振興課																										
若者定住応援補助事業	達成 定住する住宅の取得・改修、利子、民間賃貸に対する補助金の支給を行った。 (件)	事業を R7 年度まで延長し、支援を継続。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>住宅取得</th> <th>利子</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		年度	住宅取得	利子	賃貸	R2	5	5	2	R3	4	6	2	R4	1	3	2	R5	3	4	1	R6	0	2	2
年度	住宅取得		利子	賃貸																						
R2	5		5	2																						
R3	4		6	2																						
R4	1		3	2																						
R5	3	4	1																							
R6	0	2	2																							
産業振興課																										
移住定住奨励助成金	達成 移住の促進及び定住化を図ることを目的とし、対象の移住者に助成金を交付した。 ※対象者：40歳未満の世帯主、5年以上居住する意思があること、道志村に住所を有すること。 (件)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給組数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支給組数	R2	2	R3	4	R4	2	R5	3	R6(見込)	3													
年度	支給組数																									
R2	2																									
R3	4																									
R4	2																									
R5	3																									
R6(見込)	3																									
ふるさと振興課																										
移住者通勤支援	達成 移住の促進及び村民の定住化を図ることを目的とし、対象者に通勤支援を交付した。 ※対象者：本村に定住する意思を持ったU・Iターン者で村外通勤をしている者、村外に片道10キロメートル以上通勤している者。 (件)																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>支給組数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度	支給組数	R2	10	R3	8	R4	3	R5	1	R6(見込)	2													
年度	支給組数																									
R2	10																									
R3	8																									
R4	3																									
R5	1																									
R6(見込)	2																									
ふるさと振興課																										

施策名 ひとり親家庭の自立支援の推進

事業	実施状況（R2～R6）	課題・新規取組等
児童扶養手当支給事業	達成 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するために、国の支給基準に準じた児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を実施した。	
住民健康課		
ひとり親家庭等の医療費助成事業	達成 ひとり親家庭の健康の向上と福祉の増進を図るために、母子・父子に係る医療費の助成を実施した。また、山梨県内医療機関で窓口無料化を実施することで、利便性の向上を図った。	
住民健康課		
ひとり親家庭相談事業	達成 利用実績はなかったが、案件が生じた場合の体制を確保した。	
住民健康課		
母子・父子寡婦福祉資金	達成 利用実績はなかったが、案件が生じた場合の体制を確保した。	
住民健康課		
母子・父子家庭等自立支援給付金	達成 利用実績はなかったが、案件が生じた場合の体制を確保した。	
住民健康課		

基本施策3 仕事と子育ての両立を支える環境の推進

施策名 共働き家庭を支援する環境づくり

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等													
一時預かり事業の導入	達成 R6年度から実施した。※保育所未入所の3歳児までが対象。	・一時預かり保育事業の職員確保。													
住民健康課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>		年度	利用数	R2	未実施	R3	未実施	R4	未実施	R5	未実施	R6(見込)	2	
	年度		利用数												
	R2		未実施												
	R3		未実施												
	R4		未実施												
R5	未実施														
R6(見込)	2														
達成 保護者の就労している児童の放課後、学校休業日を保護者の代わりに保育することで、児童の健全育成につなげた。	・職員確保、支援が必要な児童及び保護者への対応。														
放課後児童健全育成事業(学童保育)															
住民健康課		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R2</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	R2	21	R3	14	R4	15	R5	20	R6	26	
		年度	利用者数												
		R2	21												
		R3	14												
	R4	15													
R5	20														
R6	26														
未達成 制度の周知が徹底できなかった。															
広域利用による病児・病後児保育事業の制度周知															
住民健康課															
達成 妊婦が安心して出産・育児ができるように支援した。 ※R4年度までは母親学級として実施。	(人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>利用者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>未実施</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	年度	利用者数	R1	3	R2	4	R3	5	R4	未実施	R5	4	R6(見込)	10
年度		利用者数													
R1		3													
R2		4													
R3		5													
R4		未実施													
R5		4													
R6(見込)	10														
両親学級の実施															
住民健康課															

基本目標3 「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり

基本施策1 地域で推進する文化・生活の環境整備

施策名 芸術・文化・スポーツの推進

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等												
五感の集い	達成 R2~R4 はコロナのため中止。R4 秋から開催した。 年間4回(春、夏、秋、冬)実施した。	・子供、子育て世代の参加率が低い。												
教育委員会														
工作教室・科学教室・親子映画会	達成 R2 年度はコロナのため中止。R3 年度以降は事業を放課後子ども教室として発展させた。													
教育委員会														
スポーツの振興	達成 R2~R3 はコロナのため中止したが、R4 以降は各事業を実施した。													
	(チーム)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th>事業数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>スポ推事業</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>スポ協事業</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>スポ協事業</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>		年度	事業名	事業数	R4	スポ推事業	7	R5	スポ協事業	7	R6(見込)	スポ協事業	9
年度	事業名		事業数											
R4	スポ推事業	7												
R5	スポ協事業	7												
R6(見込)	スポ協事業	9												
教育委員会														
伝統芸能の継承(東富士七里太鼓)	達成 保存会が小中学生への指導を行い、毎年学園祭でこども達が演奏を実施した。学年ごとの伝統の演奏を通じて地域と学校の継承につなげた。													
教育委員会														
屋内プールの運営(小中学生の体育の授業)	達成 R4 年度まではプールの運営をしていたが、老朽化のため運営を休止した。R5 年度以降の小中学校の体育の授業は、富士吉田市のスイミングクラブでインストラクターの指導を受け充実した授業を実施している。	・雨漏り、給水ポンプの故障など老朽化した施設の取り扱い。												
教育委員会														
青少年ふれあいゲートボール大会の開催	達成 R2~R3 はコロナのため中止したが、R4 以降は再開した。	・子供の数が減少し、チーム編成ができない育成会が存在。 ・熱中症対策。												
	(人) (チーム)													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>参加人数</th> <th>参加チーム数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>123</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>109</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>R6(見込)</td> <td>106</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>		年度	参加人数	参加チーム数	R4	123	12	R5	109	12	R6(見込)	106	11
年度	参加人数		参加チーム数											
R4	123	12												
R5	109	12												
R6(見込)	106	11												
教育委員会														

施策名 食育の推進

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
食生活改善推進員との連携	達成 第3期道志村健康増進計画・第3次食育推進計画(R5~R14)に基づいて実施した。	
住民健康課		
小中学校親子料理教室	達成 第3期道志村健康増進計画・第3次食育推進計画(R5~R14)に基づいて実施した。	・事業計画について、学校の実情に合わせた取組へ変更していく。
住民健康課		
子どもの肥満予防に関する普及・啓発	達成 第3期道志村健康増進計画・第3次食育推進計画(R5~R14)に基づいて実施した。	・継続して取り組む。
住民健康課		
学校給食における地産地消の推進	達成 第3期道志村健康増進計画・第3次食育推進計画(R5~R14)に基づいて実施した。	・継続して取り組む。
住民健康課		

基本施策2 地域で守る安全・安心の環境整備

施策名 安全な生活環境の整備

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
教育施設・公共施設のAEDの設置	達成 緊急時の安全を確保することを目的に、教育・保育機関、公共施設および民間施設に16台のAEDを整備した。AEDを適切に管理するために、リース契約等に切り替えた。	施設が閉まっている時間も利用ができるよう、R6年度に小中学校、やまゆりセンター、道の駅どうしのAEDを屋外設置に変更した。
総務課		
遊具の点検・整備事業	達成 保育所・小学校に設置している遊具の安全性を年1回点検し、必要に応じて遊具の修繕を行うなど、こどもたちが安全に遊ぶことができる環境を整備した。具体的には、年に1回程度、遊具の点検を委託し、必要があればその都度修繕した。	
住民健康課 教育委員会		
スクールバスの運行	達成 児童生徒が安全に登下校を行うため、スクールバスを小中学校各2台で運行委託した。登下校以外にも必要に応じて校外学習等でも運行した。	
教育委員会		

通学路の点検	達成 学校、PTA 等の関係機関が連携し、通学路における危険箇所の点検を実施した。毎年通学路について通学路安全推進協議会を開催し、村産業課や県に危険箇所の改善要望を提出した。	
教育委員会		
防犯カメラ設置の検討	達成 国道 2 カ所、県道 1 カ所、保育所・学童保育所・小中学校体育館にそれぞれ 1 カ所ずつ設置した。	
総務課		

施策名 安全意識の啓発

事業	実施状況 (R2~R6)	課題・新規取組等
交通安全対策の推進	達成 山梨県や地元の警察署をはじめとする関係機関と連携し、こどもの交通ルールの徹底と交通マナー向上の推進を実施した。小学校において、年 1 回交通安全教室も実施した。	
教育委員会		
乳幼児事故予防教室	未達成 新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、事業の実施ができなかった。	・実施の方法について検討する。
住民健康課		
防災対策の推進	達成 道志村地域防災計画に基づいて、対応マニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、災害・緊急時のこどもの安全を守る取組を実施した。また、定期的に避難訓練を実施するなど、災害・緊急時のこどもの安全を守る取組も実施した。	
総務課 住民健康課 教育委員会		
交通安全協会との連携	達成 通学路安全点検を行政と実施。村道や農道の危険箇所にカーブミラー等を設置した。	
総務課		
スクールガードリーダーの配置	達成 児童が事故や犯罪に巻き込まれないよう、学校内や通学路、周辺地域を見回りする人員をスクールガードリーダーとして配置し、見回り等を年 20 日実施した。また、大月警察署道志村駐在所からも見守り・見回り活動の協力を受けた。	
教育委員会		
見守り隊活動	達成 児童生徒が安全に登下校できるよう、各学期において見守り隊の隊員が見守り活動を実施した。	今後、コミュニティスクール内での活動を検討
教育委員会		

第4章 道志村を取り巻く課題

1 少子化と人口減少の進行

道志村では、人口減少が続き、特に年少人口の割合が低下しています。合計特殊出生率は1.36と低く、婚姻件数の減少も進んでいるため、将来的な人口維持が難しい状況にあります。こうした状況を踏まえ、子育て支援や若年層の定住促進に向けた取組を進めてきましたが、人口減少のペースを抑えるには至っていません。核家族化の進行もあり、地域全体で子育てを支える仕組みを一層強化する必要があります。

2 こども・保護者支援の充実

子育てをしやすい環境づくりを進めるため、子育て支援拠点の整備や育児相談など、さまざまな支援策を講じています。しかし、これらの支援の利用率には課題があり、より保護者のニーズに沿った柔軟な支援の提供や、支援策そのものの周知を進める必要があります。また、共働き世帯にとっての負担軽減のための施策など、仕事と育児の両立を支える環境づくりが求められます。

3 教育環境と学習支援

少人数教育の利点を活かした学習環境の整備に努めているものの、中学校に進学すると学習内容が難しく感じるこどもが増えている状況が見られます。

ICT教育の導入も進めていますが、インターネットリテラシーをはじめとした教育の充実が求められています。

4 こどもの健康や福祉の充実

こどもの健やかな成長を支えるために、乳幼児健診や歯の健康管理などの施策を実施してきましたが、健診結果などからは、さらなる強化が必要であることが分かります。

また、落ち込みや不安を抱えるこどもが一定数いることがアンケート調査等で分かったため、心の健康を支える体制のさらなる充実が必要です。

5 地域全体でこどもを支える意識の醸成

地域全体でこどもを育てる環境をつくるために、地域の見守り体制の強化や、こどもが地域と関わる機会を増やす取組を進めています。しかし、保護者からは「こどもが危険な目に遭いそうなときに助けてほしい」という声が多く寄せられており、地域の関わりは以前に比べて希薄になっているとの指摘もあります。

こどもが参加できる地域イベントや交流の場をさらに充実させ、地域全体でこどもを支える意識を高めることが求められます。また、公園の整備など、こどもが安心して遊べる環境づくりにも引き続き取り組む必要があります。

6 経済的支援や住宅整備による定住促進

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童手当や各種支援策を実施していますが、令和6年度に実施したのも多く、大きな効果には至っていません。生活必需品が買えなかった経験を持つ家庭もあり、無料の学習支援などを希望する声も寄せられています。

また、住宅支援に関しては、単身者向けの住宅整備が進んでおらず、若年層の定住促進に向けた施策をさらに工夫していく必要があります。

第5章 計画の基本的な方針

1 基本理念及び基本目標

基本理念

こども基本法およびこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を、こども・若者の声を反映しながら目指すことが掲げられています。次世代を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基盤を築き、自立した個人として健やかに成長できるよう、心身の状況や環境に関係なくその権利が守られることが求められています。このため、こどもの健全な成長を支える家庭を十分に支援するとともに、社会全体でこども施策に取り組むことが重要です。

これまでの第2期子ども子育て支援計画の基本理念においても、上記の目指す姿を反映していることから、基本理念は継承し、「ちいさな村のおおきな希望～生まれてよかった村、育ててよかった村、笑顔あふれる「どうしっこ」～」とします。

基本理念

ちいさな村のおおきな希望

～生まれてよかった村、育ててよかった村、笑顔あふれる「どうしっこ」～

基本目標Ⅰ 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり

こどもたちが健やかに成長するには、母子の健康を守り、安心して子育てができる環境づくりが重要です。そのため、地域の医療・保健サービスを充実させるとともに、保護者が頼りやすい相談体制を整備します。また、こども一人ひとりの特性を生かして能力を伸ばすために、少人数制の教育環境や保育サービスの向上に取り組むとともに、家庭や地域、学校が連携して支援を行う体制を強化します。

さらに、こどもや若者が将来に向けて自分らしく成長できるよう、多様な体験の機会を得られる場の提供に努めるとともに、困難を抱えるこどもたちに適切なサポートを早期に届ける体制を検討します。これらの取組を通じて、すべてのこどもが「どうしっこ」として地域でのびのびと育つ未来を目指します。

【基本施策】

- 1 母子の健康の確保・推進
- 2 こどもの環境や発達に対する支援
- 3 こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会の創出
- 4 社会生活上の困難を抱えたこども・若者への支援

基本目標Ⅱ 「どうしっこ」を支える環境づくり

すべての家庭が安心して暮らすためには、精神的・経済的不安を和らげる仕組みが大切です。そのために、気軽に相談できる窓口づくりや分かりやすい情報提供を進めるとともに、子育てや生活に伴う負担を減らす支援策を充実します。また、新しい環境に慣れるのが難しい移住者家庭や、さまざまな理由で支援を必要とするひとり親家庭等を応援するには、温かいサポートと寄り添った取組が重要です。移住者が地域の一員として過ごせるよう支援したり、ひとり親家庭の自立を後押しする仕組みを整えます。

さらに、仕事と子育てが両立できるよう、地域全体で子育てを支える意識を育て、働きながら子育てできる安心感を提供することで、「どうしっこ」がみんなに見守られながら成長できる社会を目指します。

【基本施策】

- 1 精神的・経済的不安の軽減
- 2 支援が必要な家庭へのサポートの充実
- 3 仕事と子育ての両立を支える環境の推進

基本目標Ⅲ 「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり

こどもたちがのびのびと成長するには、地域全体で文化や学びを支える環境が大切です。芸術や文化、スポーツを通じてこどもたちが豊かな感性を育めるよう、さまざまな体験の場を提供します。また、食育を通じて健やかな心と体を育て、地域の特色を生かした取組を進めていきます。

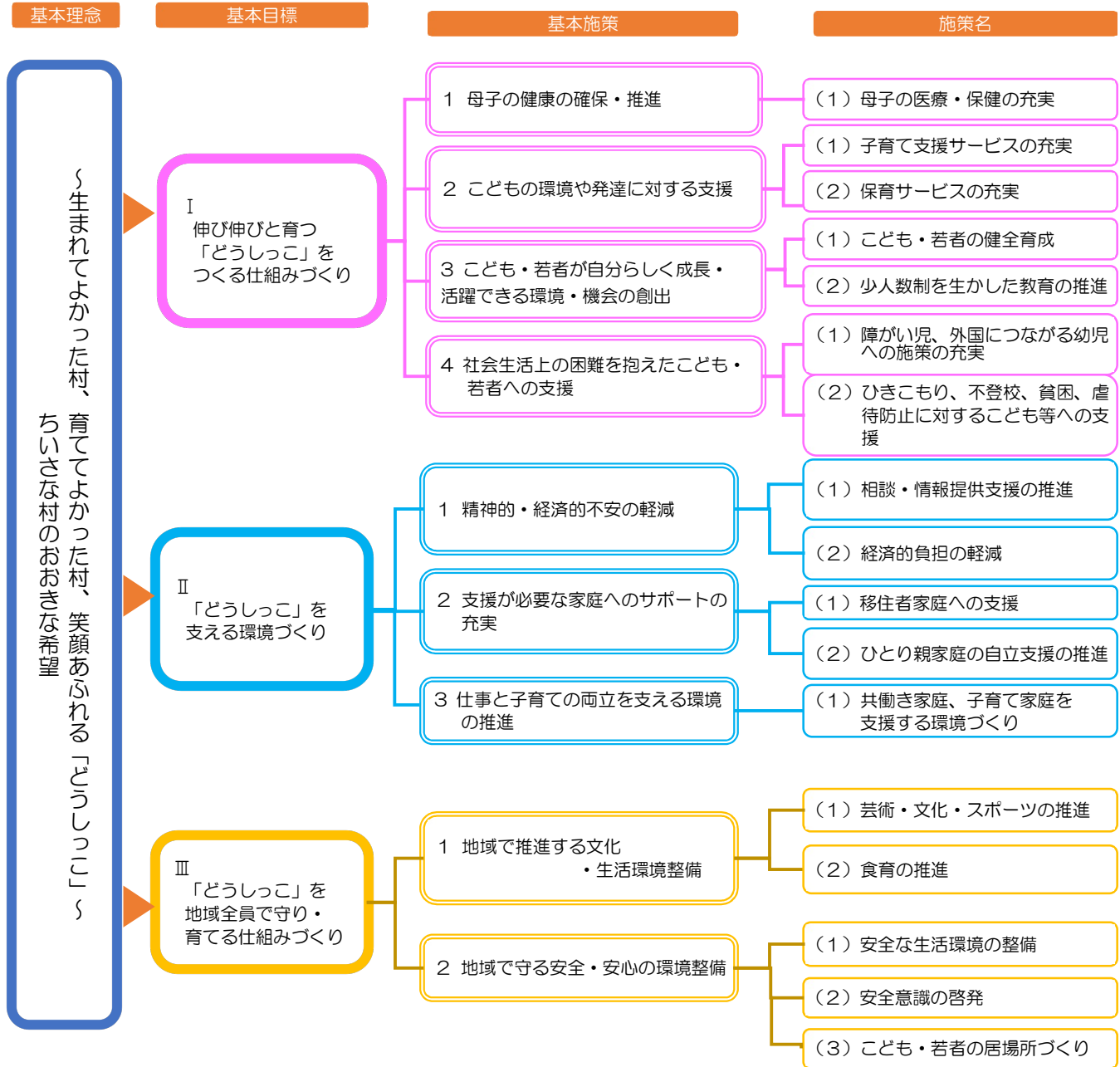
さらに、こどもたちが安心して暮らせるよう、防犯や交通安全の取組を強化するとともに、日常生活での安全意識を高める活動を広げていきます。また、こどもや若者が安心して過ごせる居場所を整え、地域全体で支え合いながら見守り育てる仕組みを構築します。

【基本施策】

- 1 地域で推進する文化・生活の環境整備
- 2 地域で守る安全・安心の環境整備

2 計画の施策体系

基本理念及び基本目標、施策の方針を示した施策体系は、以下のとおりです。



第6章 施策の展開

基本目標Ⅰ 伸び伸びと育つ「どうしっこ」をつくる仕組みづくり

【基本施策】

1 母子の健康の確保・推進

取組の方向

妊娠・出産・育児を包括的に支える医療・保健体制を整備します。母子の健康を守るために、妊産婦健診や乳幼児健診の受診率向上を図り、必要な支援を迅速に提供できる仕組みを強化します。また、子育てに関する不安や負担の軽減に向け、育児相談窓口の充実や、地域で利用しやすい母子保健サービスの拡大を推進します。さらに、核家族化に対応した支援体制を構築し、家族や地域と連携したサポートを行うことで、母子が安心して暮らせる環境を目指します。

施策

母子の医療・保健の充実

主な事業	担当課
不妊治療支援事業 不育症治療費助成事業 母子健康手帳の交付（電子母子手帳アプリの活用） 産後ケア事業 すくすく子育て支援事業 妊婦一般健康診査 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） 視能覚検査 乳児・乳幼児一般健康診査 乳児・乳幼児一般健康診査時の歯科指導の導入 5歳児健診の実施 すこやか医療費助成事業 感染症予防事業（予防接種助成事業） 虫歯ゼロ表彰 妊産婦の歯科健診 歯磨き指導 歯のフッ素塗布 子ども家庭センターの運用 母親学級事業 育児・発達相談事業	住民健康課
村内保健会	住民健康課、教育委員会
就学児健康診査	教育委員会

2 こどもの環境や発達に対する支援

取組の方向

子育て支援サービスの利用を促進するために、認知度向上のための広報活動を強化するとともに、多様な保護者のニーズに応える事業を検討します。また、柔軟な保育サービスを提供するために、延長保育や一時保育の充実や入所者が安全・安心に過ごせる環境整備を図り、保護者が利用しやすい環境づくりに努めます。地域子育て支援拠点事業では、保護者同士の交流を深める機会を増やし、相談や情報共有ができる場を提供します。さらに、家庭内での育児負担を軽減するために、保育と支援の一体的なサービスを拡充し、安心して子育てができる地域環境を整えます。

施策

子育て支援サービスの充実（若者・こども）

主な事業	担当課
つぼみっこくらぶ事業（地域子育て支援拠点事業） ブックスタート事業 道志村保育所の建替え(改築)	住民健康課
公園整備事業	産業振興課

保育サービスの充実

主な事業	担当課
ヒップホップダンス事業 伝統行事・文化を取り入れた保育の実施 延長保育事業 一時預かり事業 運動教室 英語教室 体験教室	住民健康課

3 こども・若者が自分らしく成長・活躍できる環境・機会の創出

取組の方向

こども・若者が自分らしさを発揮できるよう、地域と連携してスポーツ、文化活動、キャリア教育などの様々な体験の場を提供し、健全な成長を促します。また、進学や将来の選択についての意識を高めるための取組を行います。学校教育では、少人数制学級の特性を活かして、個別対応が可能な教育環境を整備し、一人ひとりの学力や特性に応じた指導を行います。これにより、こどもたちが自信を持って目標に向かって挑戦できる環境を構築し、地域全体で未来を担う若者を育てていきます。

施策

こども・若者の健全育成

主な事業	担当課
社会活動・体験教室の推進 教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上	教育委員会、住民健康課

少人数制を生かした教育の推進

主な事業	担当課
保育所から中学校までの一貫した英語教育の推進、芸術鑑賞事業	教育委員会、住民健康課
小学校から中学校への移行時に対する学習サポート ICTを取り入れた教育の実施 横浜市交流事業 小中9年間を見通したふるさと学習の推進(15歳の提言)	教育委員会

4 社会生活上の困難を抱えたこども・若者への支援

取組の方向

障がい児や外国につながるこどもたちへの支援を強化するため、専門的な教育環境の整備や多文化共生を促進する取組を検討します。また、ひきこもりや不登校のこどもたちには、個々の状況に寄り添った支援を行い、学びや生活への復帰を支援する居場所づくりを進めます。さらに、貧困や虐待のリスクを抱える家庭に対しては、早期発見のための相談窓口の充実や、関係機関と連携した包括的な支援体制を強化します。これらの取組を通じて、すべてのこどもたちが平等に生活や学びの機会を得られる地域づくりを目指します。

施策

障がい児、外国につながる幼児への施策の充実

主な事業	担当課
特別支援学級の設置	教育委員会
多様性のある子どもを受け入れるインクルーシブ教育・インクルーシブ保育の推進 スクールカウンセラーによる相談支援(中学校卒業後も継続支援)	住民健康課、教育委員会

ひきこもり、不登校、貧困、虐待防止に対するこども等への支援

主な事業	担当課
児童虐待の早期発見、防止と啓発 生活困窮児（家庭）の早期発見 都留児童相談所との連携 不登校児童・生徒への支援	住民健康課、教育委員会

基本目標Ⅱ 「どうしっこ」を支える環境づくり

【基本施策】

1 精神的・経済的不安の軽減

取組の方向

子育てに関する不安を和らげるために、保護者が気軽に相談できる窓口を整備し、必要な情報が適切に提供される仕組みを強化します。また、経済的な負担を軽減するために、既存の支援制度の利用促進や新たな支援策の検討を進め、支援を必要とする家庭が安心して暮らせる環境を整備することにより、保護者が抱える不安や負担を軽減し、地域全体で子育てを支える仕組みを構築します。

施策

相談・情報提供支援の推進

主な事業	担当課
養育支援訪問事業 育児・発達相談事業 つぼみっこはぐくみ支援事業 道志村独自の子育てパンフレットの活用	住民健康課

経済的負担の軽減

主な事業	担当課
結婚祝金支給事業 未熟児療育医療費助成事業 出産育児祝金支給事業 やまなし子育て応援カードの交付 妊婦のための支援給付交付金事業 在宅保育支援金事業 道志村保育所保育料無償化事業 道志村保育所必要物品等無償化事業 未就学児の給食費無償化 児童手当支給事業	住民健康課
村営住宅の整備事業 単身者向け住宅の整備	産業振興課
高等学校等就学助成事業 入学祝金の支給 道志小中学校教育費の無償化 道志小中学校給食費の無償化 特別支援教育就学奨励費 要保護児童生徒援助金 ちなみ&きんし育英基金奨学金	教育委員会

2 支援が必要な家庭へのサポートの充実

取組の方向

移住者家庭が地域に馴染むためには、多文化共生を促進する取組が必要です。言語や文化の違いによる不安を軽減するために、情報提供や相談体制を整備し、地域との交流を支援します。

また、ひとり親家庭の自立を支援するために、就労支援や経済的支援を拡充し、生活の安定を図ります。これに加え、育児支援や地域社会とのつながりの強化により、親子が安心して生活を送ることができる環境を整備します。これらの取組によって、すべての家庭が社会の中で自立し、安心して暮らせる環境を目指します。

施策

移住者家庭への支援

主な事業	担当課
道志村移住支援センターの充実（業務委託） 移住者通勤支援 移住定住奨励助成金	ふるさと振興課
若者定住応援補助事業	産業振興課

ひとり親家庭の自立支援の推進

主な事業	担当課
児童扶養手当支給事業 ひとり親家庭等の医療費助成事業 ひとり親家庭相談事業 母子・父子寡婦福祉資金 母子・父子家庭等自立支援給付金	住民健康課

3 仕事と子育ての両立を支える環境の推進

取組の方向

共働き家庭や子育て家庭を支援するために、柔軟な保育サービスの拡充や、保護者が気軽に相談できる窓口の整備を進めます。また、地域全体で子育てを支える意識を育てるとともに、企業と連携して保護者が安心して育児と仕事を両立できる働き方を促進します。

さらに、地域で利用可能な一時保育や延長保育の充実を図り、子育て家庭が負担を感じにくい環境づくりを推進します。これにより、子育て家庭が安心して暮らせる地域社会を目指します。

施策

共働き家庭、子育て家庭を支援する環境づくり

主な事業	担当課
一時預かり事業 放課後児童健全育成事業（学童保育） 広域利用による病児・病後児保育事業の制度周知 両親学級 子育て応援企業認定事業の導入	住民健康課

基本目標Ⅲ 「どうしっこ」を地域全員で守り・育てる仕組みづくり

1 地域で推進する文化・生活の環境整備

取組の方向

地域の芸術・文化・スポーツ活動を活性化し、子どもたちが豊かな感性と健全な身体を育むことができる環境を整備するとともに、地元の芸術家やスポーツ指導者と連携してイベントや体験プログラムを展開し、地域資源を活かした活動を推進します。また、道志村食育推進計画を基に、子どもたちが食の大切さを楽しく学べる場を提供し、家庭や地域全体での食育意識の向上を図ります。これらの取組によって、子どもたちが地域の一員として文化やスポーツを身近に感じ、健やかに成長できる社会を目指します。

施策

芸術・文化・スポーツの推進

主な事業	担当課
五感の集い 放課後子ども教室 スポーツの振興 伝統芸能の継承（東富士七里太鼓） 青少年ふれあいゲートボール大会の開催 学校運営協議会の活動促進	教育委員会

食育の推進

主な事業	担当課
食育推進計画に基づき遂行	住民健康課

2 地域で守る安全・安心の環境整備

取組の方向

こどもたちが安全で快適に遊べる場所を提供するために、公園整備事業を進めます。また、地域全体で防犯や交通安全意識を高めるための啓発活動を推進し、こどもたちが安全に生活できる地域社会の実現を目指します。さらに、学習支援や生活サポートを行う居場所の整備を進め、不登校やひきこもり等も含め、こどもたちが安心して過ごせる環境を作ります。

施策

安全な生活環境の整備

主な事業	担当課
教育施設・公共施設のAEDの設置 遊具の点検・整備事業	各施設担当課
スクールバスの運行 通学路の点検	教育委員会
防犯カメラの設置	総務課

安全意識の啓発

主な事業	担当課
乳幼児事故予防教室	住民健康課
防災対策の推進	住民健康課、教育委員会
交通安全協会との連携	総務課
交通安全対策の推進 スクールガードリーダーの配置 見守り隊活動	教育委員会

こども・若者の居場所づくり

主な事業	担当課
こども・若者の居場所づくりの検討	住民健康課
学習サポート体制の検討	教育委員会

道志村 子育て支援パッケージ一覧

結婚
乳幼児期 (保育所含む)
学童期 (小学校)
思春期 (中学校)
思春期 (高等学校)

結婚

結婚祝金支給事業

- 婚姻後1年以上村内に住所を有する夫婦に20万円程度の祝金を支給

結婚相談事業

- マッチングアプリ会費や高合食い・婚活イベント参加費の助成

妊娠・出産期

不妊治療費助成

- 不妊治療のうち保険適用外の治療費助成
- ※ 1回の助成額は16万円を上限 ※ 即成回数の制限はなし

不妊治療費助成事業

- 流産や死産を繰り返す不妊症について治療費の2分の1を助成

出産・子育て応援交付金

- 妊娠届出時に出生届提出までとして50,000円 出生届提出に子育て応援カードとして50,000円を支給

妊産婦・乳幼児健康診査費助成

- 妊婦・乳幼児のための健康診査費用を公費で負担
- 妊婦一般健康診査：6,000円
- 各種追加検査の助成あり
- 乳幼児一般検査：5,350円
- 新生児健康診査：全額助成

妊産婦癌健診費助成

- 妊婦癌健診：3,000円
- 産婦癌健診：3,000円

出産・育児祝金支給事業

- 第1子：100,000円
- 第2子：200,000円
- 第3子以降：300,000円

産後ケア事業

- 産後ケア施設利用料を全額助成

未熟児保育医療助成事業

- 低体重児(2,000g以下)での出生や、体の発育や機能が未熟な状態で生まれ、入院治療を必要とする乳児の医療費の一部を助成

電子母子手帳アプリ

- 村が提供している子育てアプリ。妊娠から出産、子育てまでをサポート

乳幼児期 (保育所含む)

★ 保育所無償化事業

- 主通園クラスから延長クラスで必要経費(給食用品や給食費など)を、無償化する

保育所給食・副食費無償化事業

- 保護者の経済的負担を軽減するための給食・副食費を全部公費負担

★ 保育所運動教室

- ダンス教室以外にも体を動かす運動教室の実施

★ 保育料無償化

- 未通園第一子における保育料の免除

★ 一時預かり保育事業

- 多様化する子育てのニーズに寄り添い、保育所に在籍していない乳幼児を一時的に預かる

ヒップホップダンス教室

- ダンス講師によるヒップホップダンス教室の実施

学童期 (小学校)

★ 学童保育事業

- 就労している保護者に代わり放課後や学校休業日に児童を保育

★ 小中学校教育費無償化事業

- 小中学校にかかる学用品や教材費の無償化
- スキー教室やスケート教室、校外学習費、修学旅行費の無償化
- 卒業アルバム作成費の無償化

★ 小中学校給食費無償化事業

- 給食費を無償化する

★ 英語・漢字・数学・理科校定受検料補助

- 英語・漢字・数学・理科校定の受検料を補助する

★ 入学祝金支給事業

- 小学校 入学 30,000円
- 中学校 入学 100,000円

★ 特別支援教育就学奨励費

- 特別支援学校や特別支援学級に通学している費用の一部を助成

★ 愛保課児童生徒援助金

- 経済的理由によって就学困難な保護者に対する助成

★ 去病鑑賞事業

- 小学校 遠慮や音楽鑑賞
- 中学校 劇団四季ミュージカル鑑賞

思春期 (中学校)

★ 高等学校等就学助成事業

- 通学費として年120,000円を助成

★ ちなみ&ぎんし 有英基金奨学金

- 就学費として年240,000円を給付

思春期 (高等学校)

★ R6新規事業

- ◆ 国の制度

すこやか子育て医療費助成

- 0歳から18歳の年度末までのこどもに係る医療費及び入院時の食事療養費を全額助成

児童手当

- ◆ 3歳未満：15,000円 3歳以上～小学校修了前(第1子・第2子)：10,000円 3歳以上～小学校修了前(第3子以降)：5,000円 特別給付：5,000円

児童扶養手当

- ◆ 18歳に達する日以前(令和初の3月31日)までの間にある児童を養育しているひとり親世帯の児童を助成

ひとり親医療助成事業

- ◆ 所得非課税のひとり親世帯の医療費を助成

第7章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

幼児期の学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに確保方策を設定する単位として、教育・保育提供区域を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとなっています。

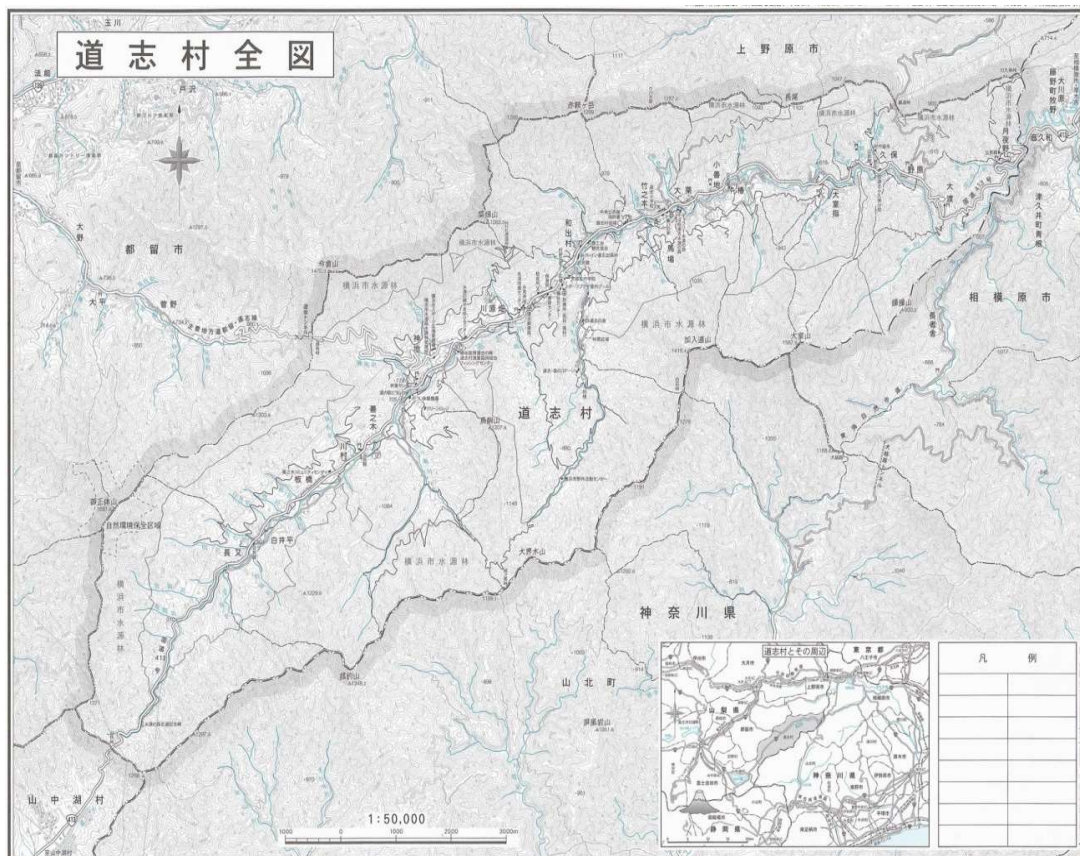
1.1 区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園にかかる負担感、各地区のこどもの数と教育・保育施設の定員等のバランス等を考慮し、区域を設定しました。

1.2 道志村における教育・保育提供区域

上記の考え方を踏まえ、道志村では、学校教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第2期に引き続き村全域（1区域）に設定します。

道志村全図



2 量の見込みを算出する項目

2.1 教育・保育の項目

子育て支援法では、就学前の児童に関して保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、2号及び3号認定については保育の必要性を認定した上で決定する仕組みとなっています。認定区分、認定基準は以下のとおりです。

認定区分	対象事業		対象家庭	対象者
1号	教育認定	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	専業主婦（夫）家庭 両親就労短時間家庭 両親就労家庭（幼稚園 利用希望）	3～5歳児
2号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所	ひとり親家庭 両親就労家庭	
3号	保育認定	認定こども園（保育所部分） 保育所 地域型保育所（小規模保育所）		0～2歳児

2.2 認定基準

保育の必要性の認定（2号・3号）に当たっては、以下の3点について基準を設定します。

観点	内容
事由	<p>①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間就労、自営業、在宅勤務など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く。） また、育児休暇取得中に、既に保育を利用しているこどもがいて継続利用が必要である場合</p> <p>②就労以外 保護者の疾病・障害、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学などに加え、本村が保育を必要と認める事由</p>
区分	<p>①保育標準時間（11時間保育） 月単位の就労時間が120時間以上</p> <p>②保育短時間（8時間保育） 月単位の就労時間が48時間以上120時間未満 ※就労以外の事由の場合は、その内容に応じて区分を決定</p>
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースのこども等

3 量の見込みと確保の方策

3.1 教育・保育施設（幼稚園・認定こども園）

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を提供し、その心身の成長を助長することを目的としています。保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前のこどもの保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。また、認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、就学前のこどもに幼稚園教育・保育を提供し、地域における子育て支援等の機能も備える施設です。

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービス量の見込み」を以下の通り定めます。また、設定した量の見込みに対応するよう、施設における確保の方策と実施時期を設定します。

■ 1号認定

3歳～5歳で教育を希望、幼稚園、認定こども園を利用

	令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (人)	0	0	0	0	0	0
確保方策 (人)	-	周辺市町村と連携して確保				

■ 2号認定

3歳～5歳で保育が必要、保育所、認定こども園を利用

	令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (保育所) (人)	17	19	12	17	15	15
確保方策 (人)	30	30	30	30	30	30

※道志村では、認定こども園は実施していません

■ 3号認定

0歳から2歳で保育が必要、主に保育所、認定こども園を利用

	令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）						
0歳児	0	0	0	0	0	0
1歳児	2	3	2	2	2	2
2歳児	6	3	4	3	3	3
確保方策（人）						
0歳児	2	2	2	2	2	2
1、2歳児	8	8	8	8	8	8

■ 地域型保育事業

道志村では、対応する事業を実施する予定はありません。

■ 認可外保育施設

道志村では、対応する事業を実施する予定はありません。

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

■ 利用者支援事業

利用者支援事業は、こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

道志村では、令和6年4月1日に、子育て世代包括支援センターの機能を備え、母子保健と児童福祉の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施することを目的として、道志村こども家庭センターを設置し、児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談等、把握・情報提供、必要な調査・指導等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成・連絡調整、保健指導・健康診査等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成などを行います。

		令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (か所)	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策 (か所)	基本型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

地域子育て支援拠点事業は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

道志村では、子育て家庭の交流や育児相談を目的とした「つぼみっこくらぶ事業」を地域子育て支援拠点事業として位置づけ、事業の拡充を図っていきます。

		令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	利用者数 (人)	216	240	240	240	240	240
	確保 方策						
	利用者数 (人)	240	240	240	240	240	240
	か所	1	1	1	1	1	1

■ 妊婦健康診査事業(一般健診)

妊婦健康診査は、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	利用者数 (人)	6	5	5	5	5	5
	検診回数 (人回)	61	60	60	60	60	60
確保 方策	実施体制	富士吉田市立病院・山梨赤十字病院・都留市立病院他					
	実施時期	妊娠期					

■ 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

乳児家庭全戸訪問事業は、生後 4 か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

道志村では、生後 2 か月未満の乳児に対して保健師の訪問により実施しています。

		令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	利用者数 (人)	6	5	5	5	5	5
確保 方策	実施体制 (人) (保健師)	2	2	2	2	2	2
	実施機関	道志村					

■ 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業で、保健師の訪問により実施します。道志村では対象者はいませんが、養育支援の必要性に応じて、実施していく予定です。

		令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
確保 方策	実施体制 (人) (保健師)	2	2	2	2	2	2
	実施機関	道志村					

■ 一時預かり保育事業（幼稚園）

一時預かり保育事業（幼稚園）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、幼稚園において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。道志村では、幼稚園がなく、実施していません。

■ 一時預かり保育事業（保育所）

一時預かり保育事業（保育所）は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所において、一時的に預かりが必要な保育を行う事業です。

		令和 6 年度 【実績値】	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の 見込み	利用延べ人数 (人)	2	50	50	50	50	50
確保 方策	実施体制 (人) (保育士等)	2	2	2	2	2	2
	施設数 (か所)	1	1	1	1	1	1

■ 子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、夜間の必要な保護を行う事業です。道志村では、現在、事業は行っておらず、ニーズ調査でも利用要望がないことから、当面実施しないこととします。

■ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、宿泊を伴って必要な保護を行う事業です。道志村では、事業は行っておらず、ニーズ調査でも利用要望がないことから、当面実施しないこととします。

■ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。道志村では、事業は実施しておらず、体制も整っていません。今後は設置の必要性について子育て状況を考慮しながら検討していきます。

■ 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。道志村では、独自には事業は行っていませんが、県内全域で病児保育施設の利用が可能となっています。要望があった場合は、県内施設を紹介するなどして対応をしていきます。

		令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 (人)	0	0	0	0	0	0
確保方策	実施機関	県内の病児保育施設を紹介					

■ 時間外保育事業（延長保育事業）

時間外保育事業は、通常の保育の時間（8時間）を超えて、保育が必要な子どもを保育する事業です。道志村では、保護者のニーズに応じて実施していきます。

■ 放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後の遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

児童数の減少により見込み量は実績値よりも少なく設定していますが、利用者が増えた場合も対応できる体制をとっています。

		令和6年度 【実績値】	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生（人）	6	4	5	3	6	3
	2年生（人）	7	6	4	5	3	6
	3年生（人）	5	4	6	4	5	3
	4年生（人）	2	1	4	6	4	5
	低学年計 （人）	20	15	19	18	18	17
	5年生（人）	5	1	1	2	3	2
	6年生（人）	1	2	1	1	0	0
	高学年計 （人）	6	3	2	3	3	2
確保方策	利用定員数 （人）	40	40	40	40	40	40
	施設数 （か所）	1	1	1	1	1	1

■ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（新）

就労要件を問わず、6か月から満3歳未満までの保育所や幼稚園などに就園していない乳児等を月一定時間まで、利用可能枠の中で通園可能とする事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 (人)	0	1	1	1	1
確保方策	施設数 (か所)	0	1	1	1	1

■ 妊娠等包括相談支援事業（新）

妊婦等に対して面談その他の方法により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。道志村での本事業の実施はありませんが、その他子育て支援に関する事業と併せて包括的に相談等を受けることを検討します。

■ 産後ケア事業（新）

産後の疲れによる体調不良や赤ちゃんのお世話の仕方が分からない等の産婦の不安に対し、医療機関や助産院においてゆっくりと体を休め、授乳指導や育児相談を受け、体調の回復や育児の不安を解消する事業です。道志村には施設がないため、村民からの要望があった場合には、山梨県で実施する「山梨県産後ケアセンター」などの利用を紹介していきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 (人)	2	2	3	3	3
確保方策	実施機関	山梨県産後ケアセンターを紹介				

■ 子育て世帯訪問支援事業（新）

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。道志村では、乳幼児育児支援事業（すくすく子育て支援事業）を本事業に位置付け、おむつとミルクなどの育児用品を子育て支援員や児童民生委員による家庭訪問での配布と社会福祉協議会窓口における配布を通じて、多くの関係機関が子育て家庭とかがかわることで相談しやすい体制を整えます。またヤングケアラー等の把握、支援に努めます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 (人日)	36	30	30	30	30
確保方策	子育て支援員 (人日)	1	2	2	2	2

■ 児童育成支援拠点事業（新）

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。道志村での本事業の実施はありませんが、関係部署と連携しながら個別に対応します。また、その他子育て支援に関する事業と併せて場の創設も検討します。

■ 親子関係形成支援事業（新）

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としている事業です。

（例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数 (人)	1	1	1	1	1
確保方策	受け入れ数 (人)	1	1	1	1	1

5 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の連携の推進方策

国の基本指針等を踏まえて、教育・保育を一体的に提供する体制を検討する必要があります。道志村では、認定こども園や地域型保育事業等の該当施設はありませんが、道志村保育所での保育の質を高め、小学校への入学がスムーズに行えるよう保育所から小学校、小学校から中学校への連携を強化して切れ目のない教育活動を推進します。

第8章 計画の推進

1 計画の周知

本計画を推進するにあたっては、村全体で子育てに取り組む姿勢が不可欠です。村民が積極的に道志村のこどもたちの子育てに参加・協力し、地域で支える仕組みを推進するため、ホームページや広報への掲載、概要版の作成・配布等、本計画の周知に努めます。

2 推進体制

子ども・子育て支援に関する施策は、従来の児童福祉の範囲を超えて、広範、多岐にわたるものです。

本計画を着実に推進していくために、担当部署が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握・点検するとともに、評価、再調整等の継続的な取組を行う必要があります。

そのため、計画事業の進捗管理は、PDCAサイクル（Plan：計画-Do：実施-Check：評価-Action：改善）を継続的に行うことで、事業の業務改善や事業効果の向上を図っていきます。

また、PDCAサイクルの状況により、必要に応じて子ども・子育て会議を開き、事業の見直し等についても検討します。

3 推進状況の公表

本計画で示した事業の推進状況等を、広報紙やホームページ等を活用して村民に分かりやすい形で定期的に公表します。

資料編

1 道志村子ども・子育て会議条例

○道志村子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日
条例第19号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、道志村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員10人以内で組織する。ただし、村長が必要と認めるときは、特別の事項を調査審議させるため、子育て会議に臨時の委員を置くことができる。

2 委員及び臨時の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者を代表する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

4 臨時の委員の任期は、当該事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 子育て会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は住民健康課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行後最初に招集される会議は、第6条の規定にかかわらず、村長が招集する。

2 道志村子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	任 期
道志村教育長	半田 昭仁	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志中学校長	鈴木 克彦	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志小学校長	佐藤 龍文	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志村保育所長	小宮 ゆかり	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
学識経験者	長田 蘭子	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志村児童委員	水越 ひさみ	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
	山口 富士男	
道志中学校PTA会長	水越 彦衛	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志小学校PTA会長	千々輪 岳史	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日
道志村保育所保護者会長	佐藤 敏徳	令和6年12月3日～ 令和9年12月2日

3 策定経緯

年月日	項目
令和6年 8月13日～9月1日	アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・道志村内に居住する未就学児～中学生の保護者 ・道志村内の小学生～18歳の若者
令和6年12月3日	第1回子ども・子育て会議の開催 「第1期こども計画」骨子について <ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本的な方針および計画の策定にあたって ・こども・若者・子育て環境を取り巻く現状 ・第2期こども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和7年2月28日	第2回子ども・子育て会議の開催 （審議内容） 「道志村こども計画」の素案について <ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開（取組事業）について ・量の見込み・確保方策について ・今後のスケジュールについて
令和7年 ●月●日～●日	パブリックコメントの実施

道志村 第1期こども計画

発行

道志村

編集・企画

道志村役場 住民健康課

〒402-0209 山梨県南都留郡道志村 6181 番地 1

TEL 0554-52-2111(代表)

FAX 0554-52-2572

